会　期　日　程

令和8年第6回山江村議会定例会

自　令和　８年　９月　７日（月）
至　令和　８年　９月１１日（金）　（５日間）

日次	月　日	曜	種　別	場　　所	開 会 時 刻	摘　　要
１	９月　７日	月	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・開　　会 ・報　　告 ・熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ・提案理由説明 ・質　　疑
			休　会	役場大会議室	午後１時３０分	・議 案 審 議
２	９月　８日	火	休　会	役場大会議室	午前　９時	・議 案 審 議
３	９月　９日	水	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・一 般 質 問
			休　会	役場大会議室	午後１時３０分	・議 案 審 議
４	９月１０日	木	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・一 般 質 問
５	９月１１日	金	本会議	議 会 議 場	午前１０時	・質　　疑 ・討　　論 ・表　　決 ・閉　　会

第　１　号

９　月　７　日　（　月　）

令和８年第６回山江村議会９月定例会（第１号）

令 和 ８ 年 ９ 月 ７ 日
午前１０時００分開会
於　　議　　場

１．議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定について
日程第　３		諸般の報告
日程第　４		行政報告
日程第　５		熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第　６	報告第　３号	令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第　７	承認第１０号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））
日程第　８	認定第　１号	令和７年度山江村一般会計決算の認定について
日程第　９	認定第　２号	令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
日程第１０	認定第　３号	令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
日程第１１	認定第　４号	令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
日程第１２	認定第　５号	令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
日程第１３	議案第４３号	令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第１４	認定第　６号	令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について
日程第１５	同意第　３号	山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１６	同意第　４号	山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
日程第１７	議案第４４号	山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１８	議案第４５号	山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１９	議案第４６号	村有林林産物売買契約の締結について
日程第２０	議案第４７号	令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）
日程第２１	議案第４８号	令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）
日程第２２	議案第４９号	令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）
日程第２３	議案第５０号	令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）
日程第２４	議案第５１号	令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）
日程第２５	議案第５２号	令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）
日程第２６		議員派遣の件

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総 務 課 長	松　尾　充　章　君
税 務 課 長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建 設 課 長	今　村　禎　志　君	教 育 課 長	迫　田　教　文　君
会 計 管 理 者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。

ただいまから、令和８年第６回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員）　議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２４条の規定によりまして、６番、横谷巡議員、７番、立道徹議員を指名いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期の決定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては８月２４日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

５番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂　修議員）　おはようございます。令和８年第６回山江村議会定例会につきまして、去る８月２４日、午前９時から議会運営委員会議を開催し、本定例会全般について協議をしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日７日から１１日までの５日間としております。

本日開会、提案理由の説明の後、午後から休会とし、議案審議としております。

８日は休会とし、議案審議を行うこととしております。

３日目、９日は、午前中は一般質問となっており、今回６名の議員から通告がなされておりますが、９日は２名の一般質問を行います。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁を含めて６０分となっております。

４日目、１０日は同じく一般質問を行い、４名の一般質問を行います。

５日目、１１日は、質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（森田俊介議員）　日程第３、諸般の報告を行います。

７月２７日の議会臨時会以降の会議に関する報告を行います。

８月１２日、山江村戦没者追悼式、山江村体育館で全議員が出席しております。

８月１７日、人吉球磨広域行政組合議会運営委員会がクリーンプラザのほうで行われております。組合議員が出席しております。また、人吉下球磨消防組合臨時会が消防本部で組合議員が出席しております。

８月２６日、下球磨町村議会正副議長会総会が錦町役場で行われております。正副議長が出席しております。

それに伴いまして、人吉下球磨市町村議会議長会設立総会が錦町のほうで総会が行われております。これは今まで下球磨議会がしておりましたけれども、これに加えまして人吉の議会も一緒にやっていこうということで、行政のあり方など議会の中で話し合いをしたり、いろいろなイベントをしたりということを協議しておりますので、よろしくお願いいたします。

８月２８日、広域行政組合議会定例会がクリーンプラザで組合議員が出席しております。また８月２８日、山江村義務教育学校整備検討委員会が、山江村役場大会議室で委員会委員が出席しております。

以上で報告は終わります。

また、７月２９日、熊本地震発生後、各行政イベント、会議等が中止、延期等になりました。地震等で被災されました地域の皆様、早々なる復旧と、また亡くなられましたご冥福を申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　次に、一部事務組合員の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、４番、中村龍喜議員より報告をお願いいたします。

４番、中村龍喜議員。

○４番（中村龍喜議員）　それでは、令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を申し上げます。

令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、去る８月２８日、人吉クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第１、会議録署名議員の指名は、１２番、杉野久志水上村議、１３番、杉野貴文水上村議が指名されました。

日程第２、会期の決定は、議会運営委員長であります私、中村が報告のあと、８月２８日の１日に決定しました。

日程第３、行政報告は、理事会代表理事から、令和８年第１回議会定例会以降の理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第４、一般質問は、五木選出の西村久徳議員が、質問事項を新ごみ処理施設建設についてとして執行部の考えをただしました。

日程第５、議案第５号、令和８年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号）。

日程第６、認定第１号、令和７年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第７、議案第６号、工事請負契約の締結について、この３件につきましては、理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。

続いて、執行部から議案第５号の補足説明を受け、質疑、採決を行い原案のとおり可決しました。

続いて、認定第１号について会計管理者から補足説明を受けたあと、代表監査員から決算審査意見の報告を受けました。認定第１号の審査については、委員を８名とする令和７年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定しました。

新たに日程第１号の追加１を配付し、日程に従い審議をしました。各地区から、人吉市、牛塚議員、人吉市、西議員、あさぎり町、皆越議員、湯前町、田山幸平議員、水上村、杉野議員、錦町、早田議員、相良村、古川議員、五木村、園田久議員の８名が選出され、議長から委員に指名されました。

直ちに第１回令和７年度特別決算委員会が開催され、委員長に錦議員の早田和彦議員、副委員長に湯前町議員の田山幸平議員が互選され、議長から報告されました。続いて、議案第６号の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決しました。

日程第８、議員の派遣については、全議員による先進地研修を行うことを決定しました。

日程第９、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会並びに令和７年度決算特別委員会の各委員長から申出が提出され、申出のとおり継続審査及び調査することを了承され、すべての審議を終了しました。

以上、令和８年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告にいたします。

○議長（森田俊介議員）　次に、人吉下球磨消防組合議会議員、８番西孝恒議員より報告をお願いします。

８番、西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　では、令和８年８月第２回人吉下球磨消防組合議会臨時会の会議結果について報告いたします。

日時は、令和８年８月１７日（月曜日）午前１０時３０分開会です。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。出席者は、議員８名、執行部管理者５名、管理者代行１名、監査委員１名、職員７名、事務局２名、計２４名です。

日程第１、会期の決定については、日時と同じ１日間と決定です。

日程第２、会議録署名議員の指名は、７番、村上恵一議員（人吉市選出）、１番、西林尚賜議員（球磨村選出）を指名です。

日程第３、議案第１号、人吉下球磨消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第４、議案第２号、人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第５、議案第３号、令和８年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）について、以上の全議案とも原案可決です。

日程第６、報告第１号、令和７年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

日程第７、報告第２号、専決処分の報告について。

日程第８、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告については、令和８年４月１６日に第２３回目となる本特別委員会が開催されましたので、概要について報告いたします。執行部より、消防本部中央消防署庁舎建築実施設計業務が３月末日に完了したので、庁舎等のイメージ図、配置図及び庁舎図面の報告がありました。庁舎建設については、令和８年度中は文化財調査をみ

ており、令和９年度からの造成工事、令和１０年度に庁舎等の建設工事着手を見込んでいるとありました。

以上、人吉下球磨消防組合会議結果報告を終わります。

○議長（森田俊介議員）　以上で一部組合の活動報告は終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（森田俊介議員）　日程第４、村長から行政報告の申出があっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君）　皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日は令和８年第６回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心より感謝を申し上げます。

それでは、まず令和８年７月２７日臨時会以降の行事につきまして報告申し上げます。

７月２８日でありますが、令和８年熊本地震が発生いたしまして、その発生に伴う災害警戒本部を即座に立ち上げております。

２９日、３０日とそれぞれ警戒本部を立ち上げながら、高齢者避難等の指令を出したところであります。

それから、８月３日、私の就任式でございました。議員の皆様方には大変ありがとうございました。

それから８月４日でありますが、第３６回熊本県消防操法大会の出場激励会を第２分団に対して行っております。ただ９月６日に行われる予定でありました熊本県の大会でありますけれども、ご案内のとおり熊本地震により中止となっておりますし、また全国大会にも出場しない、辞退となっております。引き続き消防幹部会議を開催しております。

それから８月５日から７日まで、球磨郡の令和９年度における管内主軸事業に対します要望活動を、国会議員の先生方、それから関係省庁に行ったところであります。

８月１０日は、ＡＬＴが新しくまいりまして、その委嘱状の交付式を行いました。デニスさんとサマンサさんと申しますが、お二人ともシンガポールからおいでであります。今後の語学の向上、子どもたちのですね、並びに文化交流について活躍されることを心から期待いたしております。

それから８月１２日、議長からもありましたが、山江村戦没者追悼式を行いました。昨年までは戦没者慰霊祭として遺族会のほうで主催されておりましたけれども、ご高齢によりまして、村のほうで開催してくれということでもあります。初めてでありますけれどもその追悼式を行いました。山江村には日清・日露・第二次世界大戦と３００弱の方々が戦没者として眠っておられますが、その追悼を行ったところであります。良き追悼式ができたと思っておりますが、議員の皆さん方にも大変ご出席ありがとうございました。

８月１３日は、令和７年度の決算審査報告会を役場で行いました。

それから８月１６日から２０日まででありますけれども、山江村中学生海外語学研修として、シンガポールに私も随行いたしております。今回私が随行しました理由は３点ありまして、まず

１点は、今年で９年目になります。要するに９回目になりますので、その９回の報告をシンガポールの日本大使館に報告させていただきながら、今後の支援を要請してまいりました。

そして２番目に、シンガポールのシダーガールズスクール、公立の女子中学校でありますけれども、ここと継続的にウェブで交換の語学の研修並びに文化研修をするというようなことを検討しながら、いよいよもって本格的に交流活動が始まるということを、先方も校長、教頭、それから担当の先生らも出席しながらそういう話を進めてきたところであります。できるところからやっていこうということでありますが、中学生の皆さん方の語学力向上のみならずですね、文化交流といいますか、海外に対する国際理解を深めていく機会になればなと思っております。

それから３つ目はやまえの栗でありますが、シンガポールにアジアナンバー１のシェフでありますジャニス・ウォンさんがいらっしゃいますので、山江にも来られたことがあります。その縁もありますので、是非お会いしたいということでありまして、そのお店のほうに行ってお会いしてきました。やまえの栗を使って、前回は月餅というお菓子を作ってもらったところでありますけれども、月餅のみならずやまえの栗を使ってジャニス・ウォンさんに作ってもらうということは、非常に大きなやまえ栗の発信力が増すことになりますので、そのお願いもしてきたところであります。

また中学生の皆さん方も非常に物おじすることなくですね、観光客の方々に気軽に声を掛けたりしながら、非常に積極的に行動してくれたのを頼もしく見ていたところでもあります。

それから８月２４日は、山江村総合エネルギー検討委員会議がありました。これはいよいよもって具体的には栗の駅に官民共創によるエネルギーを設置するというようなことがあります。そのことについても協議をしたところであります。

それから８月２６日は、農業用水確保に係る要望対応といたしまして、上芹田、下芹田の農業者の方々から、特に下口のほうには水がなく、大変困難を極めている、いわゆる水に対する非常に不安をどうにかしてほしいという要望を受けたところであります。上芹田、下芹田は毎年この話が出てきておりますので、何とか抜本的にやれないかということであります。

ただ大きな工事、例えば団体への農業の工事あたりをやりますと数億円になりますし、農業者負担も全員に負担がでてきますので、そうはならないようにできるだけ簡易な方法でやれる方法ということで、現在土地改良連合会のほうにお願いして、どういうやり方が一番適しているかということを検討してもらっているところであります。わかり次第、山江村また農地・水の会がありますので、必要に応じては農地・水の予算もお願いしながら工事ができたらと思います。

そういうことを聞きまして、私はもう下口の稲はもう枯れるぞというようなことでありますから、合戦ノ峰から寺の下、下城子、西川内、それから小山田、小山田あたりはほとんど山水でありますので、ほとんど水がきていない状況で、相当枯れが広がっているなということも感じましたけども、今年の干ばつのひどさを実感したところでありますし、何らかの対策あたりも必要ではないかということも感じたところでもあります。

それから８月２７日は、企業版ふるさと納税の目録授与式として、企業版、企業の方からふるさと納税をいただいております。

それから８月２８日、山江村義務教育学校整備検討委員会、初回でありましたけれども、会議をさせていただきました。概要と今後の方向についての協議をお願いしたということでありますが、今後、今年中に数回の会議を行いながら、まず場所を決定させていただきたい、そして整備

もしていきたいと、しっかりとした整備をしていきたいと考えているところであります。

それから８月３１日は、（株）やまえの辞令交付式としておりますけれども、長年お願いしておりました中渡支配人が体調を崩しております。具体的には背骨のほうを痛めておりまして長期療養中でありましたけれども、あるときお兄さんと来られて、退職、辞職したいという旨をおっしゃいました。そういう非常に身体に不都合といいますか、お持ちでありますので、今回は受理をさせていただいたということであります。現在、会計のほうは浜崎主任を命じまして、また施設のほうは丸山さんを主任としてお願いしながら運営体制を行っているところであります。同時にですね、辞職がでてきた折から新しく支配人を公募いたしているところでもあります。

それから、山江村公営住宅建て替え等整備設計に係る公募型プロポーザル一次審査を行いました。ここは大学の先生４人、これは専門の建設の先生ですが、それと私入りまして、熊本県のアートポリス事業によってですね、現在その設計事業を進めております。非常に全国から注目を浴びているわけであります。札幌から、北海道から、それから東京、近畿あたりから５１社の応募があったところでありますが、それを５社に絞って、９月に行います第２次審査、これは体育館で行いますので、村民の方も見ていただければと思いますけれども、そういう第２次審査を行いながらアートポリスの設計業者を決定するという運びになっております。

それから９月２日、山江村地域支え合い会議としておりますけれども、現在、社会福祉協議会のほうで配食サービスを行っておりますけれども、この配食サービスを民間のボランティアの方々にお願いしながら、民間の活力といいますか、民間の方々の力をお借りしたいというような話であります。介護のサポーターの方々を中心に行うということでありますけれども、この配食のみならずいろんな形でですね、見守りを含めてボランティアが広がっていく機会になればなと考えております。

それから９月３日、西川内地区の要望とありますけれども、西川内地区に現在西川内河川公園を造っておられます。その河川公園にアクセスする道路について、生コン舗装をしたいというような要望が前々からあっておりました。今回の議会のほうに予算としてあげさせてもらっておりますけれども、そういう要望があっておりますので、民間の方々が自立しながらですね、地域をしっかり活性化させようという活動でありますので、どうぞよろしく予算についてはお認めいただければと思っておりますのでよろしくお願いします。

９月４日、村長杯のビーチボール大会。

それから土曜日ですけれども、９月５日、球磨郡青年団協議会の文化祭に行ってまいりました。昔と違って非常に青年団は随分減ったなという気がしますが、いわゆる我々昭和の青年団からすると、令和の青年団生き生きとそれぞれが思う存分にといいますか、遠慮することなく、またしっかり関係団体がコミュニティを取りながら活躍しておりました姿を拝見させていただきました。

それでは、村長選挙後の初議会になりますので、所信の表明を述べさせていただきたいと思います。

本日ここに令和８年第６回山江村議会定例会開会に当たり、全員の議会の皆様方が出席いただく中に、そして多くの村民の皆様がケーブルテレビ等でご覧いただく中に、今後の村政運営に関する私の基本方針と目指すべき山江村の未来像について、所信表明をする機会をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

去る７月に執行されました山江村長選挙におきまして、村民の皆様の温かいご支援と力強いご信任を賜り、引き続き、この歴史ある、そして自然豊かな山江村のかじ取りという重責を担うことになりました。身の引き締まる思いでありますとともに、皆様方から寄せられた期待の大きさにその職責の重さを改めて痛感をいたしているところであります。

今回の選挙に当たり私は、新聞記者また一部から、多選に対する懸念の声を問い掛けをいただきました。これに対しまして私は一貫して次のように答えてまいりました。世の中は激動の時代にありまして、１期１期解決すべき課題も村が置かれている状況も、そして求められている対策も全く異なってまいります。

私たちは常に過去の焼き増しではなく、今まさに目の前にある新しい現実と向き合わなければなりません。従って私はこれまでの任期を多選という固定化された概念で捉えるのではなくて、１期１期が常に新しい挑戦であり、新たな村政への出発であると確信いたしております。これまでに培った経験と、国・県とのネットワークをすべて注ぎ込み、初心に立ち返りながら山江村の未来を切り開く覚悟でございます。

振り返れば４年前、令和２年７月豪雨災害という未曽有の国難、本村始まって以来の激甚災害が私たちの愛するふるさとを襲いました。私たちが子どものころ泥だらけになって走り回っていた豊かな森、夏にはキラキラと輝く川面で無邪気に遊んでいた清流万江川、山田川が、一瞬にして猛烈な濁流と土砂に飲み込まれ、見る影もなく崩壊していく姿を目の当たりにいたしました。あのときの言葉を失うような光景と胸が張り裂けるような悲しみを私は忘れることはありません。

そのとき私は、自分自身に課せられた運命、すなわち天から与えられたミッションを自覚いたしました。それは無惨に壊されてしまったふるさと山江村を、必ず元の美しい姿に取り戻すこと、そして単に元通りに復旧するだけでなく、災害前よりもさらに強靭で、さらに活力に満ちた山江村をつくり上げ、次の世代へ誇りを持ってバトンを引き渡すことであると固く決意をしたところであります。

前年期においては、復旧・復興の確固たる旗印として、鎮山親水を掲げまして、被災された皆様方のための仮設住宅の早期建設、崩壊した道路や河川の迅速な復旧作業に、職員とともに全身全霊を傾けてまいりました。また、村民参加型のイベントである灯籠祭り、七夕祭り等の諸々の復興のソフトイベントや、地域林業再生に向けた鎮山親水林業塾の開設など、ハードソフト両面での復興を強力に推進してまいりました。

そして今期、私たちは災害復旧の段階を超えまして、その復興の確かな土台の上に、将来の持続可能なむらづくりを本格的に開始する極めて重要なステップへと踏み出します。最後まで自ら与えられた使命を全うし、誰もが輝ける山江村の未来を築き上げる決意を改めてここに表明いたしたいと思います。

私たちが今、最も強い危機感を持って直面しなければならない最大の課題は、急激に加速する人口減少と少子高齢化の大きな波であります。これは本村存続そのものを揺るがしかねない極めて深刻な危機であろうかと思っております。

ここで具体的な数字をとおして、私たちが置かれている厳しい現実を直視していただきたいと思いますが、本年、山江村で２０歳を祝う会に参加した若者は４７名でありました。そして山江中学校の卒業生は３９名ございました。ここ５年間を比較するだけでも山江中学校の卒業生は８

名減少しております。

しかし、本当に危機的なのはその先であります。昨年山江村に生まれた赤ちゃんの数はわずか１５名であります。そしてここ３年間、出生数は毎年１５名前後で推移をしていますが、ただ本年度の出生数は、母子手帳の発行数から８名となっております。もちろんこれは山江村の問題だけでなく、人吉球磨地域全体で生まれる赤ちゃんの総数が３５０名まで落ち込んでいることからも、地域全体で少子化が急速に進んでいることがわかります。

一方で、本村において１年間に亡くなられる方は５０名から６０名にあがります。つまり年間で４０名以上の自然減が極めて急速に進んでおりますし、これに加え高校を卒業した若者たちの実に９割が、進学や就職を機会に人吉球磨管外、いわゆる都会へと流出してしまっているという現実もあります。この生産年齢人口、そして子どもを産み育てる世代の急激な減少というスパイラルを、私たちは何としても食い止める努力が必要となっております。

しかし、単に球磨郡市という狭い地域の中で人口を奪い合うということでは、地域課題を解決することにはならないということを思います。今、求められているのは山江村を離れて都会に出たものの、やはりいつかは生まれ育った山江村に帰ってきたいと願っている若者たちを温かく迎え入れ、また地方の大自然の中で新たな価値を創造し、自らの生業を築きたいと志す都会の若者たちに対して、安心して暮らせる魅力ある地域づくり、環境づくりを提供することであります。

ただ、私は人口の多さだけが地域の存在価値や魅力であるとは考えておりません。山江村が真に誇るべき価値は、古くからこの地で培われてきた人と人との強いつながりと支え合いの心、すなわち「かちゃりの精神」にあります。

現在も村内には自発的に地域を盛り上げようとする多数の地域づくり団体が存在しておりますし、山江村を心から愛する人々が活発に活動を続けておられます。この地域コミュニティを大切に守りながら、新たな知恵を融合させ、次の世代へ元気な山江村を引き継いでいくことが、今を生きる私たちの義務であると確信をいたしております。

若者が定住し活気ある村を維持するためには、何よりも若い世代が生き生きとして働き、安心して生活の糧を得られる稼げる産業の創出が不可欠であります。これが私が提出をしております「もの・こと」への積極的な投資、すなわち産業の再構築と新たな価値創造でございます。

その中核となるプロジェクトが、現在進めております道の駅、栗の駅やまえの整備事業であります。この施設は単なる農産物の直売所や休憩スペースではなく、村の基幹産業である農業、林業、商工業、さらには観光産業に従事するすべての皆様が、その生業をより発展させるためのビジネス支援の雇用創出の拠点として機能をさせていきたいと思います。

さらに、この栗の駅やまえの隣接地に、若者や移住者向けに３６戸程度の近代的な村営住宅を整備する計画を策定いたしております。本年度は用地交渉に本格的に着手し、食と住が近接した若者たちが暮らしやすいエリアの創出を目指していきたいと思っております。

また、本村の代名詞ともいえるブランド資源「やまえ栗」の振興は、歴史的な転換期を迎えているといえます。令和６年３月に私たちのやまえ栗は、農林水産省より特定農林水産物等登録証、いわゆるＧＩ（地理的表示保護制度）の登録を受けるという快挙を成し遂げました。これは栗としては日本では２カ所目の登録であり、昭和天皇陛下への献上栗以来の誇り高い社会的価値が、国によって正式に証明をされたということを意味しております。

現在、この登録を最大の武器として、栗祭りの開催や栗まんじゅうや高級栗菓子、斬新な栗ス

イーツといった加工品の開発、さらには全国の大手百貨店やスイーツ店との直接連携もさらに深めていきたいと思っております。これにより、栗加工産業だけでも年間売上が２億円を超える規模まで急成長いたしておりますが、これの産業をさらに３億円、４億円、１０億円と規模まで急成長いたすことが、この高級ブランドとしての地位をより一層な強固なものとし、農業従事者の収益の向上と安定した雇用の場になろうかと思っておりますので、その確保をしてまいりたいと思います。

さらに村の総面積の約９割を占める豊かな森林資源の活用も、本村の持続可能性に直結する重要なテーマであります。林業振興と環境保全の両立を目指し、昨年は高品質な山江スギ・ヒノキの木のブランド化を推進する特別市を開催いたしました。そして公有林整備と連携した、企業の森の積極的な誘致を継続して行っていきたいと思います。林産物の分野におきましても、山江産の柚子を使用した柚子胡椒が、令和７年度熊本県物産協会で最優秀賞を受賞し、さらに柚子のアロマオイルが優秀賞を受賞するなど、栗に次ぐ林産物の高付加価値化も、そういう事業もしっかり推進する必要があろうかと思います。観光と地域活性化の融合として、さらなるプロジェクトも動かしてまいりたいと思います。

丸岡公園におきましては、Ｊリーグロアッソ熊本のジュニアチームをはじめ、多くの若者が日常的に練習を励んでおりますが、ここを少年サッカー場として本格的に再整備する計画を進めております。既に災害用仮設住宅の建材を有効活用したロッカールーム建設を完了しておりまして、スポーツを通じた交流人口の拡大を加速させることができたらと思っております。

さらに豪雨災害によって崩壊し、通常の営農が困難になった被災農地を有効活用し、万江地区全体の活性化を目指した万江川親水公園の整備を、熊本県としっかりタッグを組んで推進いたしてまいります。その万江川の上流に位置し、山紫水明なかくれ里として知られる尾寄崎地域におきましては、自然をありのままに生かした尾寄崎キャンプ場の再整備を進め、都会のキャンパーや自然体験活動を行う人々が、本村と深く交わる観光交流の拠点として再生させたいと思っております。

産業を振興し、生活の基盤を整える一方で、そこに暮らす一人一人の村民の皆様が、この山江村に住んで本当に良かったと心から実感できる温かい社会を築くこと、それが私の目指すもう一つの柱である「人への投資」、すなわち地域福祉と次世代教育の充実であります。

まず、子育て支援の分野におきましては、子育てに奮闘されるお母さん方や保護者の不安に寄り添う事業を、さらに拡充いたしたいと思います。悩み相談や適切な対策事業を総合的に行い、地域全体で親子の成長を支える体制を強固なものにいたします。既に実施しているすこやか子ども医療に加え、保育料及び副食費の完全無償化といった子育て負担軽減策を継続、発展させ、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境をゆるぎないものにしたいと思っております。

高齢者の皆様方の福祉におきましては、いつまでも住み慣れた地域で健康で自分らしく暮らし続けていただける「健康たっしゃかむら」を目標に掲げたいと思っておりますし、その実現のため医療機関と高度に連携し、一人一人の体力測定に基づいた専門的な体力向上の指導や、トレーニングが可能なメディカルフィットネス事業に本格的に着手してまいります。寝たきりや要介護状態になることを未然に防ぎまして、健康寿命の延伸を科学的なアプローチから支援してまいります。

村民の皆様方の安全や暮らしを守るためには、村道の強靭なインフラ整備が欠かせません。甚

大な土砂災害を引き起こした万江川におきましては、抜本的な安全を確保するために、万江川土砂氾濫洪水対策事業を国・県に対しまして強力に要請し、本格的な工事が動き出しております。さらに砂防治山事業を進め、大雨のたびにおびえることのない、安心して暮らせる山江村を築き上げてまいります。

環境面では、今後のエネルギーシステムを見据え、令和４年度に宣言いたしました山江村ゼロカーボンシティの基本理念のもとに、地球温暖化対策と持続可能な再生エネルギーの導入を官民共創事業として具体化させてまいります。さらに生活を直結する簡易水道や農業集落排水施設の長寿命化事業も課題でございます。未来にわたり安全な水循環とインフラ確保に努めてまいります。

次に、次代の山江村を背負って立つ子どもたちへの教育投資でございます。私たちはこれまで教育のむら、教育日本一のむらを掲げ、都市とのハンディを感じさせない先進的な学びの環境を構築してまいりました。少子化によって子どもの数が急激に減少する厳しい現状を見据え、小中９年のシームレスな学びを通じて、確かな生きる力を育むために、子どもが少なくなるという消極的な理由でなく、さらなる教育の充実のために義務教育学校への移行検討を本格的に開始しております。

また、デジタル社会を生き抜く力を養うため、教育にいち早く投資してまいりました。私は、平成２８年の全国教育首長会議、ＩＣＴ教育首長会議の発足当時から役員を務めておりまして、文部科学大臣等への直接の要望を重ねることで、ＧＩＧＡスクール構想の国の基金から数千億円の規模の予算獲得の実現に向けて大きな役割を果たしてまいりました。この恩恵を最大限に活用していますが、山江村の子どもたちは全国に先駆けて１人１台のタブレット端末を整備し、その高度な校務、高速通信ネットワークを整えておりまして、本年の学力調査でも全国平均を大きく上回り、非常に優れた成果を収めております。

今期は最先端の機器を完備した未来の学級整備事業を強力に進めるとともに、村独自の奨学金返済支援制度のさらなる充実、高校入学時における祝い金の支給など、子どもたちへの夢への挑戦を村全体で全力で応援してまいりたいと思っております。

これまで申し上げました栗の駅やまえの建設、村営住宅の建て替え、再生可能エネルギーの官民共創事業、尾寄崎キャンプ場及び万江川親水公園の再整備、メディカルフィットネス事業、丸岡公園サッカー場のリニューアル、そして教育による未来の学校整備など、山江村を劇的に生まれ変わらせる主要プロジェクトは、まさにこの令和８年度から具体的な実行段階へと移るというものでございます。これらの事業計画を単なる絵に描いた餅に終わらせず、確実に具現化させるためには、決定的に必要になるのはきれいごとの政策論だけではなく、国や県からの必要な予算と法的支援を確実に取りつける泥臭い行動と積み重ねてきた信頼のパイプにほかなりません。

私はこれまで地方行政における様々な実践を通じ、国会議員をはじめ国土交通省や文部科学省など、霞ヶ関の各省庁官僚の皆様、そして熊本県知事をはじめとする県幹部職員の皆様の間に、強固なパイプを長年にわたって構築してまいりました。このネットワークは私個人の財産ではなく、山江村が困難を突破し、次のステージへ進むためのネットワークでもあろうかと思います。今まさにこの培ってきたパイプと経験をすべて活用し、そしてこれまでの信頼関係を最大限に発揮し、何としてもすべての事業を形に仕上げることを村民の皆様、そして議員の皆様にお誓いを申し上げたいと思います。

議員の皆様、そして愛する村民の皆様、山江村の未来をつくり上げるのは、決して行政や私一人の力ではありません。人と人とが固い絆でつながり、互いに喜びも苦難も分かち合い、助け合うかちゃりの精神が、地域の草の根で生き生きと息づいてこそ、私たちのふるさとは持続可能であり、本当の温かさと豊かさを持ち続けることができるのであります。

あの令和２年７月豪雨災害の絶望から、私たちがスピード感を持って立ち上がり、今日の力強い一歩を踏み出すことができたのも、この村を心から愛する村民の皆様の強い団結と助け合いの絆があったからにほかなりません。私に与えられた使命は、これからの任期を皆様と共に現場で汗を流し、知恵を絞り、山江村が誇るべき豊かな自然とすばらしい伝統を守り抜くこと。そしてデジタルや環境といった時代の最先端技術を大胆に取り入れながら、新たなふるさとの価値を創造し、若い世代が誇りを持って未来を歩めるようにすること、そしてその山江村のバトンを次の世代へと手渡していくことにあります。

山江村の輝かしい明日を皆様と共に力強く切り開いてまいろうではありませんか。議員の皆様並びに村民各位におかれましては、今後とも温かいご支援を賜りますとともに、時に厳しい叱咤激励とより一層のご指導ご便達を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上、令和８年９月議会定例会の開会にあたりましての私の所信表明とさせていただきます。

それでは、本日、村長提案の議案は合計２０件でございます。よろしくご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

ご清聴誠にありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　これで村長の行政報告と所信表明演説が終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（森田俊介議員）　日程第５、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、任期満了に伴う広域連合議会の議員として選出する必要があるためのものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選ということに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、山江村長、内山慶治氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山江村長、内山慶治氏を当選人と定めることにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。

当選者を決定しました。ただいま指名しました村長、内山慶治氏が議場におられますので、山

江村議会会議規則第３２条第２項の規定によって当選者の告知をします。ここで村長から当選の承認をいただくということで挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合組合の連合議会議員にご推薦いただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

後期高齢者医療につきましては、熊本県が広域連合によって運営をしているところでありまして、その議員は各市町村首長並びに議会議員の中から１名ということで組織されているところであります。

議会に参加しますと諸々の情報が提示をされて、今の課題が浮き彫りになってくるわけでありますし、例えば、山江村の検診率は熊本県で２番目に高いというような情報もございますし、また、さらに後期高齢者の方々の健康を守るための課題も見えてくるところでありますので、しっかり組合議会とこの山江村をつなぎながら、後期高齢者の皆さん方が安心して暮らせるような制度をさらに進めていければと思っておりますので、今後とも皆様方のご支援、ご協力よろしくお願い申し上げまして、就任にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。今回はご推薦ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１１時５分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時０４分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　報告第３号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（森田俊介議員）　日程第６、報告第３号、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは報告第３号についてご説明申し上げます。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号第３条）第１項及び同法第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告するというものでございます。令和８年９月７日、本日提出です。山江村長、内山慶治としております。

まず１番目、健全化判断比率であります。比率名が実質赤字、表を掲げておりますので読み上げさせていただきます。比率名が実質赤字比率、令和７年度比率は数値なし、早期健全化基準が

１５％以下となっております。次に、連結実質赤字比率が、令和７年度比率は数値なし、早期健全化基準が２０％以下であります。次に、実質公債費比率でありますが、令和７年度比率が８.７％、早期健全化基準が２５％以下であります。次に、将来負担比率、令和７年度比率が数値なし、早期健全化基準が３５０％以下となっています。

次に２番目、資金不足比率でありますけれども、簡易水道事業が、令和７年度比率、数値なしの経営健全化基準が２０％以下、次に、農業集落排水事業が、令和７年度比率は数値なし、健全化基準が２０％以下であります。

提案理由でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会へ報告する必要があるために提案するというものでございます。

令和７年度の決算につきましては、一般会計の財政健全化判断比率及び特別会計の経営健全化を判断する資金不足比率について、監査員より審査意見書が提出されております。今回、財政健全化に関する法律に基づき、議会へ報告するものでございます。比率につきましては、お示ししましたとおり、すべて基準をクリアしておりますので、監査から健全ということの報告を受けているところであります。以上であります。

○議長（森田俊介議員）　それでは、ここで報告第３号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

報告第３号についてはこれで終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　承認第１０号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））

○議長（森田俊介議員）　日程第７、承認第１０号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、承認第１０号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるということでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、令和８年熊本地震の影響に伴う中学生海外語学研修の行程変更に係る経費について、緊急に予算措置する必要が生じたために、令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号）を専決処分したというものでございます。次のページには専決処分書がございます。

そして、専第１０号でございますが、令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号）でございます。令和７年度山江村一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びの補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。８月５日に専決させていただ

きました。内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは、専第１０号についてご説明いたします。

２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正、歳入でございますが、既定の額の５４億4,８６８万8,０００円でございます。

３ページをお願いいたします。歳出でございますが、款９、教育費、海外語学研修補助金２４万円を追加し、款１２、予備費を２４万円減額するものでございます。

歳出合計、既定の額の５４億4,８６８万8,０００円とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　８　認定第　１号　令和７年度山江村一般会計決算の認定について
日程第　９　認定第　２号　令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
日程第１０　認定第　３号　令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
日程第１１　認定第　４号　令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
日程第１２　認定第　５号　令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
日程第１３　議案第４３号　令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第１４　認定第　６号　令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第８、認定第１号から日程第１４、認定第６号まで令和７年度山江村一般会計及び特別会計、公営企業会計決算の認定及び議案第４３号となっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第３６条の規定により、一括上程をいたしますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。一括上程いたします。

それでは、日程第８、認定第１号、令和７年度山江村一般会計決算の認定について、日程第９、認定第２号、令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第１０、認定第３号、令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、認定第１１、認定第４号、令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第１２、認定第５号、令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について、日程第１３、議案第４３号、令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、日程第１４、認定第６号、令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の総括的な提案理由の説明を求めます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは認定第１号についてご説明申し上げます。

令和７年度山江村一般会計決算の認定についてであります。令和７年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定にするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に認定第２号でございます。令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。令和７年度山江村の特別会計国民健康保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に認定第３号でございます。令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。令和７年度山江村の特別会計介護保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に認定第４号でございます。令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するために提案をさせていただくというものでございます。

次に認定第５号でございます。令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に議案第４３号でございます。令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。令和７年度山江村簡易水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について、議会の議決を求めまして、併せて同会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、剰余金の処分については議会の議決を求めまして、併せて同法第３０条第４項の規定により、決算について議会の認定に付するために提案させていただくというものでございます。本件につきましては、例年他会計と同じく認定案件として提出しているところでございますけれども、令和７年度の決算において、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補助財源として、繰越利益剰余金を充てることから、剰余金の処分について公営企業法の規定によりまして、議会の議決を得る必要がありますので、あえて議案として提案をさせていただき、議決いただくと同時に決算の認定をお願いするものでございます。

次に認定第６号、令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定についてでございます。令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法第３０条第４項の規定による議会の認定に付するために提案するというものでございます。決算書を付けておりますけれども、決算書につきましては会計管理者より説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　尾方会計管理者。

○会計管理者（尾方路美君）　それでは、認定第１号から認定第５号まで、令和７年度一般会計及び各特別会計の決算につきまして、実質収支に関する調書を中心に主な金額を１,０００円未満四捨五入し、万円単位で簡潔にご報告申し上げます。

はじめに、お手元の決算書綴り５７ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額４８億６,０７９万円、歳出総額４３億３,６３８万円、歳入歳出差引額５億２,４４１万円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額４,５０８万円、事故繰越繰越額１０万円、合計４,５１８万円、よって、実質収支額４億７,９２３万円となります。

次に、５８ページをご覧ください。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しています。歳入におきましては、地方交付税が全体の３９.２５％を占めております。歳出におきましては、総務費が最も多く、全体の２３.０７％を占めています。

次に、５９ページをご覧ください。財産に関する調書、１、公有財産（１）土地及び建物でございます。土地の主な増につきましては、山林の寄附、山江中プール施設及び大川内トイレの解体後跡地によるものであります。また、建物の増減につきましては、山江中プール施設の解体、また財産台帳及び各施設の資料を精査したところの錯誤によるものであります。

次に、６０ページをご覧ください。（４）出資による権利の出捐金につきましては、既に解散した団体が２団体、原資取崩しを行った団体が１団体あったことにより、前年度より４万円の減となっております。

次に、６１ページをご覧ください。２、基金につきましては、新規積立金２億９,６７７万円、取崩し３億１,６４８万円、利子の総額が６２７万円で、最終的な現在高は２８億４,５０２万円となります。

次に、６２ページをご覧ください。その他の基金ですが、利子合計５万円の増加で、決算年度末現在高は６,７５０万円でございます。

３、物品に関する調書で、普通乗用車が２台の増となっておりますのは、教育委員会公用車の入れ替え及び企画調整課公用車の購入によるものでございます。また、ラジコン草刈機、個包装機を購入したことにより、決算年度中の増減高の合計は４台となっております。以上が一般会計でございます。

次に、７６ページをご覧ください。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額３億７,９１２万円、歳出総額３億５,８５８万円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも２,０５４万円となります。

次に、７７ページをご覧ください。財産に関する調書、（１）基金、国民健康保険財政調整基金でございます。最終的な現在高は４,０１９万円となります。

次に、９４ページをご覧ください。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額６億１,５５４万円、歳出総額４億９,２９５万円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも１億２,２５９万円となります。

次に、９５ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。（１）基金、介護保険財政調整基金でございます。最終的な現在高は７,４４０万円となります。

次に、１０５ページをご覧ください。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額５,３２３万円、歳出総額５,１７８万円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも１４５万円となります。

次に、１１５ページをご覧ください。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,９０８万円、歳出総額1,７１６万円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも１９２万円となります。

次に、１１６ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。軽自動車が１台減となっておりますのは、ケーブルテレビ事業者への譲渡によるものでございます。

上記のとおり精査したところ相違ありません。令和８年７月１日、山江村会計管理者、尾方路美。審査の結果相違ないものと認める。令和８年８月１３日、山江村監査員、平山達也、同じく山江村監査員、立道徹。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。令和８年９月７日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和７年度各会計決算の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　失礼いたしました。議案４３号と認定第６号につきましては、建設課長が説明申し上げます。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは、私のほうから、議案第４３号、認定第６号の御説明を申し上げます。

まず、議案第４３号、令和７年度簡易水道事業会計決算書についてでございます。まずは3ページをお開きください。令和７年度山江村簡易水道事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。収入、款１、簡易水道事業収益、決算額１３億4,８７０万円でございます。

失礼しました。先ほど申しました金額はちょっと読み違えておりましたので訂正いたします。決算額1億3,４８７万円でございます。次に、支出、款２、簡易水道事業費用、決算額1億1,３６５万円でございます。

続きまして、４ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入、款３、資本的収入、決算額8,３８３万円でございます。次に支出、款４、資本的支出、決算額1億3,５１９万円でございます。

ここで同ページの最下段、枠外をご覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,１３６万円とございますが、ここで引継金、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それから繰越利益剰余金で補填したとございます。例年でございましたら、本案は決算の認定案件としてご提案しておりましたが、本年度につきましては、先ほど申し上げた補填財源の中に繰越利益剰余金が含まれておりまして、公営企業法第３２条剰余金の処分等の規定により、剰余金の処分については議会の議決を経ることが規定されているため、今回のように議案として上程し、議決いただき、併せて認定いただきたいというものでございます。

続きまして、１２ページをご覧ください。固定資産明細書合計欄をご覧いただければと思います。年度当初現在高１４億８２０万円、当年度増加額7,５７０万円、当年度減少額４５５万円、年度末現在高１４億7,９３５万円となっております。

次に、認定第６号に移りたいと思います。令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算書につ

いてご説明いたします。

ページは３ページをご覧ください。令和７年度山江村農業集落排水事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。収入、款１、農業集落排水事業収益、決算額１億６,８９９万円でございます。次に支出、款２、農業集落排水事業費用、決算額１億３,０９３万円でございます。

続きまして、４ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入、款３、資本的収入、決算額４７０万円でございます。次に支出、款４、資本的支出、決算額３,９２０万円でございます。

続きまして、１２ページ、固定資産明細書をご覧ください。合計欄についてご説明申し上げます。年度当初現在高２３億６５１万円でございます。次に、当年度増加額２９７万円でございます。次に年度末現在高２３億９４８万円となっております。以上、ご説明終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　同意第３号　山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、同意第３号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは同意第３号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますけれども、読み上げさせていただきます。

住所、山江村大字山田甲８０７番地２０、氏名、宮原亜紀子、敬称を略しました。生年月日が昭和５３年９月１６日、任期につきましては、令和８年１０月１日から令和１２年９月３０日でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、宮原亜紀子氏を適任者と認め任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

現委員であります横山氏の任期満了に伴いまして、新たに宮原亜紀子氏を教育委員として選任したく同意をお願いするというものでございます。宮原氏は、人吉市で自営されながら住んでおられましたが、本村の子育て環境に着目されまして定住を選ばれた方です。現在小中学校の保護者として、学年委員長やＰＴＡ本部役員を務められるなど、日頃より学校現場や地域の教育活動に大変熱心に関わられておられます。法律で専任が義務づけられております保護者である委員、いわゆる保護者枠として、現役の小中学生の保護者ならではの当事者の目線と、移住者としての視点を併せ持つ宮原さんの参画は、本村の教育行政に新鮮な活力を与えていただけるものと確信もしております。人格、見識ともに申し分なく、教育委員として適任と判断し、提案するというものでございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　同意第４号　山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、同意第４号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは同意第４号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として同様に表を掲げておりますので読み上げさせていただきます。住所、山江村山田万江乙７６１番地８、氏名、坂田妃美、敬称略しました。生年月日、昭和３８年５月２０日、任期が令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日であります。

提案理由でございますが、任期満了に伴い、坂田妃美氏を適任者と認め選任するには、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては３名置くことになっております。今回任期満了、これは赤坂さんでありますけれども、任期満了に伴いまして、新たに坂田妃美氏の選任について同意を求めるというものでございます。

坂田氏は、山江村文化協会の会長さんをはじめ、復興むらづくりの推進委員会委員など、本村振興における各種委員を務められておりますし、地域からの人望も厚く、適任者と考えまして選任の同意を求めるというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１７　議案第４４号　山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１７、議案第４４号、山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第４４号についてご説明申し上げます。

山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、近年の物価上昇に伴いまして、光熱水費をはじめとする維持管理費が高騰していることから、適正な施設運営に向けた使用料の改定を行うに当たり、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには条例の一部を改正する条例がありまして、その次には新旧対照表も掲げております。本件は、近年の物価高騰に伴う維持管理費の上昇を受けまして、移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の使用料を増額改定するというものでございます。現在、本施設の維持管理費につきましては、約７割を使用料収入、残り３割を一般財源からの補填により賄っているという状況でございます。今回の改定では、使用料を日額換算で現行の１.５倍となる１,５００円相当へ

引き上げることで、一般財源から補填していた状況を適正化できる試算としていたしております。なお、改定後の使用料につきましては、県内類似施設の標準的な価格帯も参考にしているところでございます。本条例の施行日につきましては、令和８年１０月１日を予定しているところでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１８　議案第４５号　山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１８、議案第４５号、山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第４５号についてご説明申し上げます。

山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、デジタル化等によりまして、運用管理の整備に合わせまして、施設使用料金の体系を簡素化するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

次のページに一部を改正する条例、そしてその次には新旧対照表を掲載させていただいているところでありますけれども、現在施設の利用申請については、いわゆるインターネットを利用した手のひら役場で予約できることで、利用者の利便性向上に努めているところでございますが、使用料金については、利用する施設や空調設備の利用実績に応じて、後日納付書による窓口納付をお願いしているところであります。

デジタル化によりまして、運用管理の整備として、引き続きキャッシュレス化を進めたいと思っておりまして、施設予約時に使用料を確定する必要があるために、空調設備の利用料金を含めた施設利用料金に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和８年１０月１日から施行するというものでございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１９　議案第４６号　村有林林産物売買契約の締結について

○議長（森田俊介議員）　日程第１９、議案第４６号、村有林林産物売買契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第４６号についてご説明申し上げます。

村有林林産物売買契約の締結についてでございます。次のとおり村有林林産物売買契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますので読んで説明させていただきたいと思います。物件名、所在地でありますが、西下払分収林でございます。山江村大字山田丁字西下払１３８６の５であります。

概要につきましては、面積が１４.２６８ヘクタール、種別は主伐、材種につきましては立木、樹種がスギ、ヒノキ、本数につきましては１万７,３３４本、材積が６,９０５立米となっております。契約金額が１,９８０万円でございます。契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山

江村大字山田乙１３５１番地３、株式会社万恵林業代表取締役、竹本修二でございます。敬称省略しております。入札の方法、一般競争入札といたしております。

提案理由でございますが、この村有林林産物売買契約の締結につきましては、山江村の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。

財産の処分を行います西下払分収林につきましては、昭和４６年１１月１５日付けで４０年間の地上権設定契約を締結されておりまして、長年にわたりスギ・ヒノキの育成に努めてまいっております。増林後４０年以上が経過し、伐期も迎えているということから、土地所有者である契約者と協議を行った結果、契約者１０名おられますけれども、契約地の立木を主伐するということで同意を得たために、西下払分収林の木材の処分に当たり、村有林林産物売買契約を締結したものであります。分収率でありますが、1,９８０万円の６０％が山江村の取り分でありまして、４０％が土地所有者の取り分となります。以上でございます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第４７号　令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２０、議案第４７号、令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案４７号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村の一般会計補正予算（第４号）でございます。令和８年度山江村の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億３９２万6,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億5,２６１万４,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、債務負担行為でございます。第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第３条、地方債の変更及び廃止は、「第３表　地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは議案第４７号について説明いたします。

２ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正、歳入についてご説明いたします。款２、地方譲与税、地方揮発油譲与税が例年どおり交付されることに伴い、見込額６９０万円を追加するものでございます。款８、地方特例交付金、地方特例交付金の交付額決定により、４９９万7,０００円を減額するものでございます。款９、地方交付税、地方交付税につきましても、交付額決定により2,９９４万8,０００円を減額するものでございます。款１３、使用料及び手数料、メディカルフィットネス事業の延期に伴い、衛生使用料２３５万円を減額するものでござ

います。款１４、国庫支出金、地域未来交付金やハサップハード事業、災害復旧費国庫補助金など、１億5,１２３万4,０００円を追加するものでございます。款１５、県支出金、学校給食費負担軽減事業補助金や未来につなぐ森づくり事業補助金など、１,２７１万4,０００円を追加するものでございます。款１８、繰入金、災害復旧事業に係る財源として、森林環境譲与税基金や特別会計介護保険事業からの繰り入れなど、１,１４６万6,０００円を追加するものでございます。款１９、繰越金、令和７年度決算に伴う繰越額の確定により、１億9,２７９万3,０００円を追加するものでございます。款２０、諸収入、障害児福祉サービス費等国庫負担金の交付確定に伴う追加交付や、西下払分収林森林保険金など３２１万4,０００円を追加するものでございます。款２１、村債、官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」整備委託料の増額に伴う栗の駅整備事業債及び令和８年度災害復旧工事に伴う公共土木施設災害復旧費債の増額など、６,２９０万円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に４億３９２万6,０００円を追加し、５８億5,２６１万4,０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出、主なものについて説明いたします。款２、総務費、財政調整基金などへの積立金、栗の駅整備に伴う委託料や民間事業者への施設整備補助金など、３億６２９万3,０００円を追加するものでございます。款３、民生費、メディカルフィットネス事業の次年度への延期に伴い、施設管理委託料など1,９４９万3,０００円を減額するものでございます。款４、衛生費、簡易水道事業会計の繰出金など、７３２万1,０００円を追加するものでございます。款５、農林水産業費、農村環境改善センターの調理室空調設備取替えやしんわの森で開催する林業イベント委託料など、６６０万2,０００円を追加するものでございます。款６、商工費、人事異動に伴う人件費など３１８万6,０００円を減額するものでございます。款７、土木費、タイヤショベルの修繕料や道路維持に係る機械借上料など１６９万4,０００円を追加するものでございます。款９、教育費、学校建築基金への積立金や小中学校の施設修繕料など、２,１０４万5,０００円を追加するものでございます。

４ページをお願いいたします。款１０、災害復旧費、令和８年度梅雨時期に発生しました災害に係る本復旧工事費など、６,３２０万円を追加するものでございます。款１２、予備費を2,００７万6,０００円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に４億３９２万6,０００円を追加し、５８億5,２６１万4,０００円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為でございます。事項といたしまして、官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」事業、期間は令和８年度から令和２７年度、限度額を令和８年度は１２億7,５４８万5,０００円、令和９年度は２億1,２０９万6,０００円、令和１０年度から令和２７年度まではそれぞれ２７０万円とするものでございます。

６ページをお願いいたします。第３表、地方債補正、１、追加、起債の目的、納税通知書電子化事業、限度額５０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては予算書に記載のとおりでございます。

２、変更、起債の目的、官民共創地域振興拠点施設整備事業、補正前の限度額５億9,２５０万円を補正後の限度額６億4,２１０万円に、起債の目的、公共土木災害復旧事業、補正前の限度額1,２００万円を補正後の限度額3,２８０万円に、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

３、廃止、起債の目的、介護予防拠点施設事業、限度額８００万円としておりましたが、事業

延期により廃止とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　議案第４８号　令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２１、議案第４８号、令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第４８号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）でございます。令和８年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,５６４万９,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９,０６４万９,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは議案第４８号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款６、県支出金につきましては、保険者努力支援分等の特別交付税といたしまして、８２万２,０００円を追加するものでございます。款１０、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、１,４８２万７,０００円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に１,５６４万９,０００円を追加いたしまして、３億９,０６４万９,０００円とするものでございます。

次に３ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものについてご説明いたします。款３、国民健康保険事業費納付金につきましては、本算定額の確定に伴いまして、８３２万５,０００円を減額するものでございます。款６、保健事業費につきましては、ヘルスアップ事業による健康増進事業機器の購入及びリース料といたしまして、１１５万５,０００円を追加するものでございます。款１０、予備費に２,２６８万８,０００円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に１,５６４万９,０００円を追加いたしまして、３億９,０６４万９,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２２　議案第４９号　令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２２、議案第４９号、令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第４９号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）でございます。令和８年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございま

す。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,３２５万５,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億１,３２５万５,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは議案第４９号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正歳入つきましてご説明いたします。款８、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、１億１,３２５万５,０００円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に１億１,３２５万５,０００円を追加いたしまして、６億１,３２５万５,０００円とするものでございます。

次に３ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。款５、諸支出金につきましては、前年度実績に伴う国庫支出金返還金等といたしまして、６,５８２万８,０００円を追加するものでございます。款８、予備費に４,６８２万７,０００円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に１億１,３２５万５,０００円を追加いたしまして、６億１,３２５万５,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２３　議案第５０号　令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２３、議案第５０号、令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第５０号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）でございます。令和８年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１６万８,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６,１１６万８,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは議案第５０号につきましてご説明いたします。

２ページをご覧ください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして主なもののみ説明いたします。款１、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料見込額といたしまして、９６万２,０００円を追加するものでございます。款４、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、１２０万５,０００円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に２１

６万８,０００円を追加いたしまして、６,１１６万８,０００円とするものでございます。

次に３ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。款２、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、連合会への納付金といたしまして、１０４万４,０００円を追加するものでございます。款４、予備費に１１２万４,０００円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に２１６万８,０００円を追加いたしまして、６,１１６万８,０００円とするものでございます。以上、説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２４　議案第５１号　令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２４、議案第５１号、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第５１号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）でございます。

総則第１条、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算第３号は、次に定めるところによるとするものでございます。

収益的支出の補正、第２条でございますが、令和８年度山江村簡易水道事業会計予算（以下「予算という」）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものでございます。

支出、第２款、簡易水道事業費用の既決予定額に３４９万８,０００円を追加いたしまして、支出総額を１億３,５１３万１,０００円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正、第３条でございますが、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するというものでございまして、収入、第３款、資本的収入の既決予定額に７００万円を追加いたしまして、収入総額を８,４０８万６,０００円とするものでございます。

支出、第４款は、資本的支出の既決予定額に７００万円を追加いたしまして、支出総額を１億１,１４６万円とするものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは議案第５１号について説明いたします。

ページは２ページをお開きください。令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。支出、第２款、簡易水道事業費用、補正前の額に水質検査委託料、それから加圧ポンプ修繕料、人事異動に伴います給与等を含む営業費用の３４９万８,０００円を追加し、支出総額１億３,５１３万１,０００円とするものでございます。

次に、３ページをお開きください。令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。収入、第３款、資本的収入でございます。補正前の額に、他会計繰出金７００万円を追加し、収入総額８,４０８万６,０００円とするものでございます。

次に、支出、第４款、資本的支出でございます。補正前の額に林道葛線の災害復旧工事に伴います簡易水道本管の仮設・本設に係る建設改良費７００万円を追加し、支出総額１億１,１４６万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２５　議案第５２号　令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）

○議長（森田俊介議員）　日程第２５、議案第５２号、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君）　それでは議案第５２号についてご説明申し上げます。

令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）でございます。

総則、第１条ですが、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

収益的支出の補正、第２条でございますが、令和８年度山江村農業集落排水事業会計予算（第３条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するというものでございます。

支出、第２款でございます。農業集落排水事業費用の既決予定額に５５７万６,０００円を追加いたしまして、支出総額を１億４,２９６万３,０００円とするものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは議案第５２号について説明いたします。

ページは２ページを開きください。令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。

支出、第２款、農業集落排水事業費用でございます。補正前の額に集計ポンプの修繕料及び職員手当等を含みます営業費用５５７万６,０００円を追加し、支出総額１億４,２９６万３,０００円とするものでございます。以上で説明を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２６　議員派遣の件

○議長（森田俊介議員）　日程第２６、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第１２６条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後０時０６分

第　３　号

９　月　９　日　（　水　）

令和８年第６回山江村議会９月定例会（第３号）

令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総 務 課 長	松　尾　充　章　君
税 務 課 長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建 設 課 長	今　村　禎　志　君	教 育 課 長	迫　田　教　文　君
会 計 管 理 者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（森田俊介議員）　本日は、会期日程第３、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、６名の議員から一般質問の通告がなされております。本日は２名の一般質問を行います。通告順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問、答弁を合わせて６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って適切な質問をしていただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようにご注意をお願いいたします。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに３番、本田りか議員より、１．ＡＥＤ使用時における女性へのプライバシー配慮について、２．学校給食を核とした地域農業支援の仕組みづくりについて、３．がん患者アピアランスケア用品購入費助成制度について通告がでております。

本田りか議員の質問を許します。３番、本田りか議員。

本田りか議員の一般質問

○３番（本田りか議員）　おはようございます。

議長の許可により、３番、本田が一般質問を行います。

まずは、ＡＥＤ使用時における女性へのプライバシー配慮について伺います。

近年、ＡＥＤは突然の心停止から命を救うために欠かせない救命機器として、公共施設や学校、体育施設など様々な場所に設置されています。一方で、ＡＥＤを使用する際には胸部に電極パッドを貼る必要があることから、特に女性の場合、周囲の目や胸部を露出することへの抵抗感から、救命処置をためらってしまうことが課題の一つとして指摘されています。

現在、全国の自治体では、このような女性への配慮や、ＡＥＤ使用時の心理的負担の軽減を目的として、ＡＥＤと合わせてプライバシー保護シートや三角巾を配備する取り組みが広がっています。

例えば、広島県江田島市では、市内の公共施設５９カ所にＡＥＤ用プライバシー保護シートを設置しています。また、沖縄県座間市や神奈川県南足柄市などでは、ＡＥＤの収納ケース内に三角巾を配置し、救命処置の際に傷病者の胸部を覆えるようにしています。そこで、本村においてもすべてのＡＥＤについて、女性を含め誰もがためらうことなく救命処置を受けられる環境を整備することが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。まず１点目、本村が公共施設等に設置しているＡＥＤについて、女性へのプライバシーに配慮した使用方法について、どのような周知や対策を行っているのか伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは本田議員のご質問にお答えいたします。

ＡＥＤを使用する救命現場において、特に女性に対して使用する場合、衣服を脱がせることへの心理的な抵抗感や、あとで誤解されるのではないかという不安から救助行動がためらわれることは、救命率を向上させる上での重要な課題であると考えているところでございます。

一般的にＡＥＤを使用する際は、衣服をすべて脱がせる必要はなく、下着や服をずらしたり、切り込みを入れるなどして、電極パッドを貼り付ける位置のみを露出させれば処置は可能でございます。しかしながら、心臓が止まってからの経過時間は救命率に直結するため、ＡＥＤの使用や心臓マッサージの開始を数秒たりとも遅らせてはならないという時間的制約がございます。

また、ＡＥＤによる電気ショックは、救命処置の一部であり、多くの場合、救急隊が到着するまで絶え間なく心臓マッサージも並行して行う必要がございます。この際、胸に布やシートなどをかけたまま処置を行うと、救助者の手が滑ってしっかりと胸を押せなくなったり、押す位置がずれて骨を折ってしまうなどの二次的なけがを招く危険性があるという懸念もございます。

こうした点を踏まえ、その場に居合わせた周囲の方々に協力を求め、背を向けて立っていただく、いわゆる人の壁を作っていただいて、周りからの視線を遮っていただく方法が、救命処置を妨げない現実的なプライバシー配慮の手段として現状では考えているところでございます。なお、救助者が少数の場合なども想定いたしまして、上着や手持ちのタオルなどを活用した柔軟な配慮についても併せて考えております。

また、救助者、助ける側でございますが、心理的なためらいを取り除くため、命を救うための緊急、やむを得ない行為によって、結果的に配慮が十分でなかったとしても、悪意や重大な過失がない限り法的責任を問われることはないという法律上の考え方につきましても、講習会等でも周知していきたいと考えているところでございます。

さらに、実際の現場における不安を軽減するため、１１９番通報をした際に、消防の担当者が電話口でやり方を指示してくれる仕組みがあることを併せて周知いたしまして、専門的な知識がない方でも安心して踏み出せる環境づくりに努めてまいります。本村といたしましては、命を救うことを最優先としつつ、可能な範囲で配慮を行うこと、そして一人で判断せず、周囲の協力や電話での案内を活用できることを基本方針として、今後の普及、啓発に努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　命を救うことを最優先とし、可能な範囲で配慮を行うといったお話でしたが、そこは共感したいと思います。

次２点目、ＡＥＤの設置場所すべてに胸部を覆うことのできるプライバシー保護シートや三角巾をＡＥＤとあわせて配備する考えはないかを伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、絶え間なく心臓マッサージを行っている最中に胸の周りに布やシートなどをかけることは、正確な圧迫位置が確認しにくくなったり、手元が滑って十分な深さの圧迫が行いにくくなるなど、適切な救急処置の妨げとなる懸念もございます。そのため救命処置を行っている最中のプライバシー保護につきましては、シート等の物品で覆うのではなく、周囲の方々に協力を求め、背を向け

て人垣を作っていただく方法を考えております。

この考え方をもとにプライバシー保護シートや三角巾などの物品を配備する場合であっても、その使い道としましては、心臓マッサージを行っている間は胸には直接かけないことや、マッサージの邪魔にならない下半身などの露出している部分を覆うために使うことであったり、心臓が動き出して意識が戻られたあとや、救急隊へ引き継いだあとの場面で、本人の尊厳を守るために活用することなどではないかと考えているところでございます。

現在、村が公共施設等に設置しているＡＥＤにおいて、プライバシー保護シートや三角巾等を配備している場所が、一部ではございますがすべてではございません。今後の対応といたしましては、未配備である施設の現状を踏まえまして、消防署や保健師など、実際の救命現場に関わる専門職の意見も伺いながら、周囲の方への協力依頼を基本としつつ、それを補うものとしてこれらを配備することへの必要性や効果について検討したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　周囲の協力のもと人垣を作ってということで答弁をいただきましたが、救護者が１人といった場合もございます。想定に入れていただきたいと思います。

次に３点目、今後ＡＥＤの更新や新規設置を行う際には、こうしたプライバシー保護用品を標準的に併設する取り組みとして検討できないか伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。２点目の答弁で申し上げましたとおり、現在本村のＡＥＤ設置場所において、プライバシー保護用品が配備されていない場所もございます。本村のＡＥＤの多くはリース契約によって運用されておりますことから、今後の更新時期であったり、新しく導入する機会を捉え、機器の仕様書であったり調達の条件の中に、プライバシー保護シートや三角巾などをセットでそろえることを標準的な項目として盛り込めないか、また、たとえ導入しても実際に使用するのか、気休めにならないかなど、施設を管理する関係部署、消防署や保健師など、専門職と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

また、ただ備品を置くだけでは、使い方が正しく理解されないまま救命処置のじゃまになってしまう恐れも考えられます。備品をそろえるハード面と注意書きの表示や、救命講習等を通じた周知といったソフト面をセットで取り組むことも大事ではないかと考えております。誰もがためらうことなく、かつ安全に救命処置に踏み出せる環境づくりに引き続き努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　ＡＥＤは一分一秒を争う救命の場面で使用される機器です。だからこそ恥ずかしい、周囲の目が気になるといった理由で使用をためらうことがないよう、救命を最優先としつつも傷害者の尊厳やプライバシーに配慮した環境整備が重要であると考えます。

本村においても、まずは現在設置されているすべてのＡＥＤへのプライバシー保護用品の配備について、前向きに検討していただきたいと思います。このことは女性だけの問題ではなく、救命処置に関わるすべての人の尊厳とプライバシーを守るための取り組みです。早急な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、学校給食を核とした地域農業支援の仕組みづくりについて伺います。

本村では、１２年前、内山慶治村長３期目の平成２６年度より、国に先駆けて学校給食の無償化が実現し、その翌年の平成２７年に山江村学校給食費助成金交付要綱が制定され、子育て世帯の経済的負担軽減や若者の定住促進に取り組んでこられました。また、令和５年４月からは、山江村学校給食費の管理に関する条例が施行され、学校給食費を免除する制度として現在も継続されています。

今年度の当初予算においても、学校給食無償化事業として賄い費２,２１６万１,０００円が計上されており、この取り組みは子育て支援の充実という点で高く評価されているものと考えています。現在国において学校給食無償化への支援制度が進められており、本村がこれまで独自に負担してきた財源の一部については、財政的な余力が生まれることも想定されます。

一方で、学校給食や村を支える地域農業は、資材価格や肥料価格の高騰、担い手不足など多くの課題を抱えています。地域で生産された安全・安心な農産物を学校給食へ安定的に供給していくためにも生産者への支援も重要であると考えます。

そこで伺います。１点目は、国の学校給食費無償化によって、本村の財政負担はどの程度軽減されると見込んでいるのか、賄い費のみなのでしょうか。

２点目は、軽減された財源については、地域の農地を守っていらっしゃる農家や農業法人への支援、農業振興策、地場産農産物の学校給食への活用促進、この学校給食の活用促進につきましては、農林水産省の事例集において、山江村では村内農産物供給を拡大し、重量ベースで約５割を村内産が占める取り組みを既に行っているということと、令和７年度の山江村農業再生協議会の資料にも、学校給食で使用する作物を対象にした作付け助成が紹介されていますので、さらなる活用促進並びに農業支援ということで、こういった考えはないかを伺います。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは本田議員のご質問にお答えいたします。学校給食無償化によって、本村の財政負担はどの程度軽減されるかということですけれども、本田議員のご質問と一部重複しますが、学校給食無償化とは、学校給食の費用を生徒の保護者から徴収せずに、自治体や国が公費を用いて補う制度のことです。本村では、先ほど議員も申されましたが、全国的に先んじて学校給食無償化に平成２６年１０月から取り組んでおります。国の学校給食無償化は小学校の給食費だけですけれども、本村においては１２年前から村内小中学校の児童生徒の給食費完全無償化としております。

これは単に給食費を無償化とし、保護者の負担を軽減するだけでなく、子育て世代の移住・定住化を促進する目的や、学校給食食材の地産地消化を進め、安心・安全な食の提供や農家所得の向上に寄与することも目的とされ、現在は山江村定住化促進基金、令和８年度当初予算では１,８００万円を計上しておりますが、それによりまして運用を行っております。

今回、国から学校給食費無償化に係る補助金につきましては、小学校児童分のみが補助の対象となっております。本年５月１日現在の児童生徒数に応じて補助金を配分されるということで、本村の児童生徒数は１８６名、山田小学校１６３名、万江小学校２３名、これに国が定めた基準額１カ月当たり５,２００円、これを１１カ月分乗じました１,０６３万９,２００円が補助されるということになっております。これにつきましては、本定例会の歳入予算のほうに計上したしているところです。この補助金額分が財政負担の軽減になると見込んでおりまして、賄い分とかそのへんのところが軽減されるということを見込んでおります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。平成２９年度から学校給食の地産地消に取り組み始め、９年が経過をしております。この９年間で学校給食に提供されました村内産の食材につきましては１００品目ほどございます。村内産野菜の仕入れ状況につきましては、カボチャやナス、ダイコン、サツマイモ、白菜、シイタケ、ワラビなど高い村内産使用率となっておりますが、学校給食におきまして大量に使用されますジャガイモ、タマネギ、ニンジン、サトイモ、またキュウリ、トマト、オクラといった季節の野菜などが、村内で生産されていても学校給食の食材として提供される際に、食材提供のタイミングが合わず、村内産使用率が思うように伸びていない食材もあることから、引き続き学校給食の地産地消の推進、また農業振興対策の財源として活用を今現在進めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　学校給食を村で一生懸命やられているということは感じております。さらにですね、支援等、農業支援のほうも是非よろしくお願いいたします。

農業支援に関する様々な補助金等ありますが、県の補助金などありましたらですね、申込期限とかが切れる前に迅速な対応と、村民からではなく、村民の方はどのような補助金があるのかわかりません。ですから、執行部のほうから情報提供を確実にしていただきたいと思います。

今年はとにかく暑い日が続き、渇水により村の田んぼも燃料費を使い、ポンプアップや様々な策を講じて頑張っておられます。また、米の価格も昨年に比べ大幅に価格が下落する見込みとされています。子育て支援と村の基幹産業である農業振興を両立させるため、国の制度変更を契機に地域へ還元する仕組みを検討してはどうかと考えます。

そういった意味で、３点目は地域農業の維持・発展と学校給食を結びつける観点から、生産者支援の新たな制度や仕組みづくりについて、村長の考えを伺います。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それでは、学校給食費が１,８００万円ほど予算に投入してきたということであります。ただそのうちの１,０００万円強が国から来るようになったということで、本年度の今回の予算に組み込んでいるということでありまして、この１,０００万をどうやって活用するかということについては、非常に重要なことであろうかと思っておりますし、何とか有効に活用したいと考えており、私、あらゆる農業関係者の会議に出席しますが、このことはその都度発信をさせてもらっているというようなこと、しゃべらせてもらっているということであります。

従いまして、特に学校給食の充実、それから物産館が今、学校給食の食材を提供しておりますので、物産館に納められる方々、そして、今後栗の駅を整備しますけれども、栗の駅に納められる出荷協議会といいますか、生産者の方々、栗もそうですけれども、その方々の生業をしっかり農業の所得をしっかり保障していくということは非常に大事なことだと思いますし、その予算としてですね、この余った予算を使えることができないかと産業振興課のほうに何度か申しております。ただ、今その制度についてはもろもろ設計中でありまして、来年度あたりから実施をするということになりますけれども、その充実によりましてですね、農業所得が安定し、農業生産が安定していくことで、新たな担い手が、若者が引き続き山江で農業をやっていく、栗を生産していくという姿を目指していければと思っていますし、その中核となるのはですね、道の駅であります栗の駅やまえに担わせたい。もちろん物産館もありますけれども、ということでありますの

で、先ほどお尋ねがありました農業生産法人もそうですし、いろんな野菜を作っておられる農家の方々が、積極的にその物産館栗の駅に出荷してもらえるような仕組みを作りながら、またその方々にはしっかりこの余ったお金をですね、有効に活用してもらえるような制度設計というか、仕組みづくり、新しい制度を作っていくよう、今後ともしっかり産業振興課とも協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　本村は学校給食無償化を先駆けて実施してきた自治体です。今後はその先進性を生かし、学校給食を核としたさらなる地産地消の推進や農業振興につながる新たな支援策を講じていただきたいと思います。是非よろしくお願いいたします。

最後は、がん患者アピアランスケア用品購入費助成制度について伺います。がんは今や誰もが罹患する可能性のある身近な病気となっています。がんの診断を受けた患者は、病気そのものへの不安や治療への恐怖だけでなく、手術や抗がん剤治療などによって、これまでとは異なる自分の外見に向き合わなければならない場合があります。特に乳がんの患者にとっては、手術による乳房形態の変化や術後に使用する補整下着、乳房補整具などが必要となることがあります。また、抗がん剤治療による脱毛に関しては、医療用ウィッグが必要となる場合があります。

これらは患者が治療後もこれまでと同じように社会生活を送るために必要なものである一方、保険診療の対象とならないものも多く、治療費とは別に経済的負担が生じます。がんと告知され精神的にも大きな不安を抱えている患者やその家族にとって、こうした費用の負担がさらに重くのしかかることは、決して小さな問題ではないと考えます。

現在熊本県では、令和６年度から、がん患者アピアランスケア推進事業が始まりました。この事業は、がん患者の外見の変化を補整するための乳房補整具等の購入費について、市町村が助成を行う場合にその費用の一部を県が補助するといったものですが、そこで１点目、本村では、がん患者に対しアピアランスケア用品の購入費について、どのような支援を行っているのか伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。がん治療に伴う髪の脱落や乳房の切除など、容姿の変化に対するアピアランスケアにつきましては、患者様の療養生活の質、いわゆるＱＯＬでございますが、を高め、自分らしく社会生活や就労を継続する上で、非常に重要な支援であると考えております。

本村における現状の支援でございますが、現在のところ医療用ウィッグや胸部補整具などのアピアランスケア用品の購入費用に対する、直接的な金銭的助成制度は創設はしておりません。

一方でソフト面での支援といたしましては、保健師による個別相談をはじめ、がん患者様やご家族の心身の不安に寄り添う各種保険指導を行っているところでございます。具体的には、治療と生活の両立に関するご相談をお受けする中で、熊本県が設置しておりますがん相談支援センターの案内であったり、適切な専門機関へのつなぎ、また治療や手当てに関する情報提供などを実施し、患者様やご家族が孤立しないための支援に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　このアピアランスケア用品の購入費の助成については、２０２６年７月時

点の調査では、県内４５市町村のうち４０市町村が実施しております。つまり実施していないのは本村を含め５自治体です。

そこで２点目ですが、熊本県の補助制度についてどのように認識されているのかを伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。本県におきましては、がん患者の皆様の療養生活の質の向上や、治療と就労、社会生活の両立支援を目的といたしましたがん患者ＱＯＬ向上事業が実施されていると認識しております。この県の制度につきましては、県が直接患者様に購入費用を給付する仕組みではなく、市町村が住民向けに医療用ウィッグや乳房補整具などの購入費助成事業を実施した際に、県がその事業経費の一部を市町村に対して補助するという、市町村の事業に対する補助制度でございます。

例えば、ウィッグ等の購入につきましては、かかった経費の２分の１の補助で上限２万円、若年がん患者在宅療養支援事業といたしまして、訪問介護や入浴介護等の在宅介護サービスにつきましては、かかった経費の１０分の９で上限６万円となっております。

本村といたしましては、治療に伴う外見の変化に悩む患者様の経済的及び精神的負担を和らげ、自分らしい社会生活の継続を支えるものとして、大変重要かつ意義のある制度であると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　山江村はですね、子育てしやすい村、住み続けたい村を目指すだけではなく、病気になったときにも安心して暮らせる村であることも大切ではないでしょうか。がん患者の方が、治療を受けながら仕事や学校、地域での生活を続け、治療を受けているからといった理由で社会生活を諦めることのないよう、行政として支えていくことが重要だと考えます。

そこで３点目、県の制度を活用することで、村の財政負担を抑えながら、山江村独自のがん患者アピアランスケア助成制度を、令和９年度からの制度創設を視野に入れ、今年度中に具体的な検討を進める考えはないか伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。がん治療を受けられる患者様やご家族にとって、容姿の変化に伴う精神的、経済的負担は極めて大きく、本村におきましても当課へご相談やお問い合わせの声をいただいているところでございます。熊本県が実施するがん患者ＱＯＬ向上事業におきましても、単に用具購入の費用を補助するだけではなく、患者様の経済的及び心理的な負担を軽減することが本来の目的とされております。

本村におきましても県の補助制度を活用し、医療用ウィッグや胸部補正具等の購入費に対する助成制度の創設に向けて、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。さらに制度の創設にあたりましては単なる金銭的な助成にとどめず申請やご相談の機会を捉え、保健師による継続的な精神的ケアやアフターケアを含めた、寄り添い型の総合的な支援体制として構築していくことが重要であると認識しております。体調面や心情面から役場の窓口へ行くのがためらわれるといった患者様の思いにも深く配慮し、プライバシーに配慮した相談体制の整備など、安心して支援を受けていただける仕組みづくりを含めて検討を行ってまいります。

また、食生活を含めた予防であったり、早期発見、早期治療となる検診の受診促進にも力を入れていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　助成制度ですね、アピアランスケア用品の購入についての創設というようなことでありますので、私のほうからもということでありますが、がんの患者の方々、手術をされた後遺症やですね、抗がん剤を使われることに対してのあとの後遺症あたり、非常に大きい悩みを持っておられるんだろうということを思います。もちろん病気という精神的な悩みのみならず、社会的な面というのもありますので、そういう外見上の悩みも大きいんだろうと思います。

現在、がんの方々も含めて、治療方針については保健師が向き合っているところでありますから、その保健師のほうにもアピアランスケア用品の購入についてどう思っていらっしゃるかというような現場の声を集めながらですね、しっかり対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　本田りか議員。

○３番（本田りか議員）　このことは村民の方から寄せられた声を一つのきっかけとして、がん患者とその家族が経済的にも精神的にも少しでも安心して治療や療養生活を続けられるよう、アピアランスケアへの支援を進めていただくことを強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　次に、７番、立道徹議員より、１．山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」について、２．新たな村営住宅について、３．夏の道路維持除草作業・村内小中学校の除草作業について、４．水利権についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。７番、立道徹議員。

立道　徹議員の一般質問

○７番（立道　徹議員）　議長のお許しをいただきましたので、７番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず１点目は、山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」について、２点目は、新たな村営住宅建設について、３点目は、夏の道路維持除草作業、村内小中学校の除草作業について、４点目が、水利権についてでございます。

質問の前にですね、７月２８日に発生しました熊本地震、また８月１３日、１４日に発生しました千葉豪雨において、犠牲となられた方々へのご冥福をお祈り申し上げます。被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早く平穏な日常に戻られることをお祈り申し上げます。

それでは質問に入りたいと思います。まず、山江村官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」についてでございます。再度ＰＦＩ手法を採用して、まもなく公募へとの準備が進められていることと思います。多くの公募事業者が参画されることを望んでおります。まだまだ公募のことがまず第一だと考えておりますが、栗の生産者への栗の駅について、どのような施策、考え等の説明会等はなされているか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは、栗の生産者の皆様に対する説明及び施策の考え方についてお答えいたします。本村の特産品であるやまえ栗の生産者の皆様との連携は、本事業を成功させる上で極めて重要であると認識をしております。そのため栗の駅の基本構想策定の段階から、

やまえ栗ブランド部会の皆様へのヒアリングを実施し、いただいたご意見を計画に反映させてまいりました。この中で共有された高齢化や担い手不足といった現場の課題を踏まえまして、作業負担軽減のための機械化による省力化、品質規格の統一、そして集出荷体制の構築を産業支援ゾーンの計画に位置づけております。

具体的な機械化の取り組みといたしましては、昨年度農村ＲＭＯであります山江村未来づくり協議会におきまして、栗のいがむき器及びサイズ選別機をリース導入し実証実験を行っております。その結果、いがむき器の実証では、コンテナ１箱分栗５、６㎏になりますけれども、それを約２分で処理しまして、手作業に比べ作業時間を１０分の１程度に短縮できております。また、サイズ選別器におきましても、生栗１０㎏を１分で４つのサイズに仕分けることが可能であり、従来の手ふるいに比べ作業時間を１０分の１に短縮するとともに、品質の規格統一が図れることを実証いたしました。体験された生産者の方々からも高い評価をいただいております。

今後は機械の利用料金や、いががらの処分方法などのルールを整備し、栗の駅との共同利用を進めることで、農家の方々の離農防止に努めてまいります。併せて、地理的表示、ＧＩ登録を受けたやまえ栗の品質規格を高い水準で統一し、ブランド化所得向上と農家所得の向上を目指してまいります。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　説明会はされているということですけど、生産者の皆様にも栗の駅が完成してからでは遅いと思います。この栗の駅は、駅という名前のとおり、やまえ栗がさらに全国へ知っていただくためにもですね、この栗の駅は山江村にとって将来、未来の重要な観光施設でございます。今後生産者の皆様への会合、いろんな計画等の考えがあるかまた伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。施設が完成する前から、生産者の皆様と丁寧に対話を重ねていくことは、本事業を円滑に進める上で不可欠であると認識をしております。村といたしましては、今後生産者の方々との協議、検討の場を三つの段階で設けてまいります。

１点目に、生産者の皆様を対象とした説明会、意見交換会の開催です。先行して開業を予定している直売所への出荷方法をはじめ、実証を行ったいがむき器、選別機の利用ルールや料金設定、ＧＩ規格に基づく品質管理について現場のご意見を集約しながら、基本ルールの整備を進めてまいります。

２点目に、ＰＦＩ事業者決定後の事業者と生産者の方々との顔合わせ、協議の場の設定です。集約したご意見やルール案をもとに、民間事業者のノウハウを交えながら、集出荷手順や施設利用の運用方法について最終的なすり合わせを行い、現場にとって実効性の高い共同体制を構築してまいります。

３点目に、オープン後における継続的な対話の場の設置です。施設開業後におきましても現場の改善要望を運営事業者が直接受け止め、柔軟に管理運営に反映していけるよう定期的な協議の場を継続してまいります。また、栗の駅がやまえ栗のブランド発信や観光の核として飛躍するためには、関連する事業を総合的に牽引する推進役、キーマンとなる人材が不可欠です。今後運営体制を整備する中で、こうした重要な役割を担う方を募り、新たに参画いただく多様なプレイヤーを交え、生産者、民間事業者、行政が一体となった事業推進に努めてまいります。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　今、課長からの答弁がありましたとおり、行政だけが先走っていくのではなく、やはり生産者の皆様と共に協力しながら、共有しながら取り組んでいただければと思っております。

続きまして、２点目の質問に入りたいと思います。２点目は、いよいよ新たな村営住宅が建設されていきますけど、現在寺の下住宅、林田団地に居住されている方々が新しい住宅に入居されると思います。入居される方もそれぞれ心配される面があると思いますが、そこで３点について伺いたいと思います。

まず１点目は、居住されている方へのアンケートの調査で、不安、心配なことはどういうことだったのか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。現在建て替え計画を進めております寺の下団地、林田団地の居住者に対しまして、村営住宅の居住環境や施策に関する意識、要望調査を、直近では令和７年１月から３月に実施しております。配布数が３９件、回答数が３７件、回収率が９４.９％でございました。このアンケートの中で、建て替える場合に心配な点はという設問がございまして、回答の多かったもの上位５つをご紹介したいと思います。

まず１番目に家賃の支払い２１件５６.７％です。２番目に家財道具の整理、処分が１３件３５.１％です。３番目に引っ越し代の支払い、１２件３２.４％です。４番目に荷造り・荷ほどき、清掃の手間、これが９件２４.３％となっております。最後に５番目ですが、駐車場の件で心配ということで５件ございまして、１３.５％という結果でございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　やはり一番心配なことは５６.７％の家賃だと思いますけど、そこで、ご高齢で年金受給者の方も居住されていることと思います。この家賃の値上げ等は考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。家賃の値上げということでございますが、結論から申しますと、家賃額は上がります。本村の村営住宅に限らず、公営住宅の家賃算定は、公営住宅法に則り算定されております。公営住宅の家賃算定に大きくかかわる要因をいくつか挙げますと、公営住宅建築にかかわる費用、それから入居名義人及び同居者全員の収入、それから公営住宅の建築年数であります。昨今の建築資材の高騰が建築費にも影響しておりますし、特に建築年数につきましては、新寺の下団地、林田団地双方ともに５０年以上が経過しておりますので、現状は非常に安価な家賃額となっているところです。これが同規模の新築住宅に変わるということでございますので、必然的に家賃額は高くなりますし、国、県の補助を活用して建設しておりますので、家賃も法に則った計算となり、現状よりも高くなるのが必然かと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　その家賃は今現在で、例えば１万円の入居者ならばどのくらい値上がりするか大体わかりますかね。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　先ほど申し上げましたとおり建築費等が密接にかかわってまいります。新築になるということで申し上げておりますけれども、近傍同種、民間の近隣の家賃とかと比較したときに、安くはなるんですけれども、今１万円の方が幾らになるかという試算は今の段階ではできておりませんので、ここではちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　はい、すみません。やはり家賃のことが一番心配されると思いますので、どうしても値上げをせざるを得ない状況でしょうけど、特にご高齢で年金受給者の一人暮らしの方なんかには、村からどうにかして幾らか補助金を与えるというか、そういう考えはないか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではご質問にお答えいたします。家賃の補助を考えられないかとのご質問でございます。村営住宅自体が先ほども申しましたが近傍の民間アパート等の家賃よりも安価に設定されておりまして、これは村営住宅が新築になろうとも同様のことで、公営住宅に入居することで既に安価な家賃設定の恩恵を受けておられるということができます。現状より高くなったからと申しまして、家賃補助を行うというのは、公費の重複使用に該当する可能性がございますので、今のところ補助金の交付は考えておりません。

公営住宅法によりますと、建て替えの際に新規住宅に引き続き入居しようとする者の家賃が元の家賃を超えた場合、居住の安定を図るため事業主体が必要があると認めた場合は、同法に定められた計算式を用いて最長５年の時限的な減免を行い、激変緩和措置をとることも可能でありますと定めてございます。ただし、これはあくまで必要があると認めた場合ということでございまして、必要と認められる基準の整備も今後必要になってまいりますし、すべての入居者の方に減免が適用されるものではございません。収入の状況等がかかわってまいります。

また、どうしても現状の家賃でなければ困難な方がおりましたら、既存住宅、新寺の下団地、林田団地の一部を、どちらか一方になるかと予想しておりますが残して、これまでと同程度の家賃で入居いただく等の方法も検討する必要がございます。これらを含めまして、今後も入居者の方の状況を把握に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　いろいろ大変でしょうけど、年金暮らしで大変な状況だと思いますので、なるべくいろいろ検討されながら、安心して住まれますようによろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問に入ります。３点目の質問でございます。夏の道路維持、除草作業ですね、草刈り、そしてまた村内小学校の除草作業、これは用務員さんの仕事になると思います。これについてでございます。

村道の維持管理において、除草作業は夏の炎天での作業がほとんどであります。現在、夏の作業は、これはシルバーさんですけど午前中だけの作業ということでありますが、この猛暑での除草作業、大変であり、また熱中症の危険もあり、最悪の場合は命を落とすことも考えられます。

そこで次の２点について伺いたいと思います。ちなみに、時給単価については、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それでは村内小中学校の除草作業について、教育委員会からお答えいたします。除草作業等につきましては、用務員の方で対応をいただいております。時給単価についてですが、学校の用務員の賃金につきましては、熊本県の最低賃金を下回らないことを基本として設定をしております。また、熊本県最低賃金の改定等があった場合には、その内容を踏まえまして適切に対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは、私のほうからは村道の維持管理についての除草作業を申させていただきます。村道の維持管理に伴う除草作業につきましては、見積入札により、村内外の事業所２社への業務委託により実施しているところでございます。よって、事業所に対して私どもからは委託料としてまとめてお支払いをいたしますので、事業所ごとに定められた時給単価、給与、手当をお支払いされているところかと存じております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　県の最低賃金以上はいただいていると理解しております。次に、夏の炎天に私たちもやはり作業をやって、１時間も除草作業をしたら大変な状況になっていくと思います。そこで熱中症対策、建設業あたりも今盛んにこれで事故が起きたら労災になってきますので、そのへんは十分に対応させていただいているところでございますけど、各個人で熱中症対策をしなくてはならない状況であるならば、夏場の期間中、６月から９月までだけでもですね、危険、熱中症対策手当等を支払うような考えはないか伺いたいと思います。これは委託されたところでしょうけど、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それでは教育委員会からお答えいたします。ご質問の夏場の期間における危険、熱中症対策手当等の支給についてではございますが、現在のところ、夏場の除草作業に特化した手当を新たに支給する考えはございません。

夏場の除草作業につきましては、気温や天候、作業内容を考慮し、状況に応じて作業時間や作業内容を調整するとともに、各学校に対しましても用務員の健康と安全を第一に、無理のない範囲で作業を行っていただくようお願いをしております。

また、現在本来２名体制である用務員が１名体制となっていることから、教育委員会といたしましても負担や安全面について心配しているところであり、現在１名の募集を行っております。まずは、用務員の２名体制を確保し、１人にかかる負担を軽減することが重要であると考えております。

また、空調服を付けてもらうように準備をしております。今後も気象状況等を十分に考慮しながら、無理のない作業となるよう学校と連携して安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　熱中症対策についてということでございます。除草委託をしております事業所にこちらから尋ねてみました。１社については、除草にあたる作業員が午前６時頃から現場のほうに向かわれて、１、２時間程度に作業時間を絞って作業を実施されているということでございました。もう片方の事業所につきましては、除草作業にかかわらず、午前６時から午後３時まで就業するといったサマータイムを導入されているということで伺っております。このサマ

ータイムには、お昼休憩や休息時間を通常よりも３０分ほど長くとるとか、空調ベストを、品物を支給するといった対策も併せてとられているということでございます。熱中症対策については、事業所に委託する際に経費のほうで私どもみさせていただいておりますが、今後も熱中症に用心いただくようご指導のほうはさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　一番心配だったのは、やっぱり用務員さんが１人ということで、今、募集されているということですけど、１人の作業の場合はやはり大変危険であり、そしてまた学校の先生方も注意深く監視じゃないですけど、状況を把握しなければならないと思いますので、なるべくもう一人、そして万が一どうしても駄目だったらですね、うちの村にもシルバー人材センターの方がいらっしゃいますので、そちらから応援体制をとるような、そういう横の連絡を取りながらできないかなという考えもしておりますので、そのへんよろしくお願いします。

あと用務員さんに空調ベスト支給されるということですか。はい、事故が起きないようにですね、こういう異常気象ですので、大変な作業ですけどよろしくご検討をお願いしたいと思います。

次に、最後の質問に入りますけど、水利権についてでございます。このことはですね、長年昔から平成２７年９月また平成２９年３月、定例会で当時の議員が質問されていますけど、昭和２８年に万江川大河内地区の約１,１００ヘクタールの水利権を譲り渡すことが同意され、今日に至っております。しかし、この水利権の期限がですね、平成３９年、令和９年３月３１日までとなっております。このことについて、水利権を持つ会社との会合とか話し合い等は行われているか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは立道議員のご質問にお答えいたします。万江川上流域の水利権につきましては、議員申されましたように、７０年以上前にさかのぼる事案でございます。当時の交渉等の経緯についての説明を省かせていただきますが、水使用の権利の期限は、令和９年３月３１日までとなっているようでございます。

この水利権は特定水利使用に分類され、期間は発電水利使用についてはおおむね２０年として実務上処理をされているようでございます。特定水利使用の許可権者は、昭和４０年新河川法の施行に伴いまして、県から国へと移管されておりまして、現在は国土交通省の所管となっておりまして、事務は九州地方整備局が行っているということでございます。

企業との話し合いは行っておりませんが、関係機関に問い合わせたところ、熊本地震の影響で協議の開始は遅れていますけれども、更新の手続きについて話し合いを始めているということは聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　簡単にはいかないようなこれは水利権の問題でございますけど、ちょっと昔にさかのぼりますけど、平成２９年３月の質問において、平成１４年１２月にもこのことについて質問されております。昭和２３年県知事の許可以降、歴代村長議会でも返還に向け苦労されてきていると、条件が整うかわからないが、返還の要求をしていきたいとの平成１４年１２月の答弁でございました。そして１１年後、令和９年３月３１日ですけど、水利権の更新問題が出てくるので、それまでにはこの水利権について村、議会、地域住民で準備をしっかりとしておかなければならないとの答弁でございました。３月３１日まで約２００日余りですけど、今後どのよ

うに準備されていくか、またどのような方針であるか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではご質問にお答えしたいと思います。議員が申されましたとおり、当時の答弁、これは当時の総務課長が答弁されていると議事録に載っておりますけれども、条件がどうなるかわからないが云々ということを答弁されておられます。

事業開始に伴う話し合い、当時の中でですね、企業は地域の事業に際する不安要素を取り除くために、インフラ整備を中心に事業を展開されているようでございます。地元の要望、当時の村や村議会の要望を聞いて、いろんなインフラ整備をはじめ様々なことをされていると伺っております。また、当時の村議会や村も重要案件として協議を重ねられた結果、企業の水利使用に同意されたと推察をしているところです。

これにより企業は、当時は県ですけれども今は国となっておりますが、進達を行い水使用の権利、いわゆる水利権を認められ今日に至っているということです。企業は発電事業に多額の投資をされていることでしょうから、事業から撤退するなどの要因がない限り話し合いを行う余地はないと考えているところでございます。それぐらい権利を認可されるということは重要なものですし、法律上、何ら問題なく手続きが行われているということは、法律上の問題ですので、私たちがどうこう言っても始まらないと私自身も考えているところでございます。

１０年前の答弁では水利権の返還も視野にとありますが、経緯や現状を見ますと、誰が中心となって行っていくのか、権利の返還で得られるもの、権利の返還で失うものなどを総合的に勘案し検討すべきかと考えますし、鎮山親水のむらづくりにおける森林涵養をはじめ、万江川土砂洪水氾濫対策事業や親水公園整備事業などによる万江川流域の環境整備や観光資源としての活用などを進めていくことが、水を守ることにもつながるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　この件に対して村長から一言何かございませんか。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　水利権の件については、取り戻すという件についてはもろもろ高い壁があり、課長が答えたとおりであります。ただ、水利権を取り戻すというよりも、万江川に水を取り戻すということについてはですね、私も調べましたら、昭和２８年当時と比較して、万江川の流量が恒常的に減少して、現在発電取水量をとってもらっては、下流域の河川環境や農業用水、生活環境に支障が出ているということがですね、実はデータ的に示せればそのような交渉ができるとなっております。ただ現状、平成１２、１３年だったと思いますけど、保証金をＪＮＣチッソからもらってもおられますし、またチッソ関係者の方もおられて、なかなか簡単に同意して取り戻すぞというようなことができないような雰囲気もあります。

途中である弁護士さんがですね、この水利権のことについていろいろと動かれたことがありますけれども、いろいろな、課長が申しましたようにいろんな高いハードルの中、壁の中で断念されたというようなことであります。

ということでありますが、取り戻すよりも水を取り戻すについてもですね、現在上流域で工事もされていると聞いておりますしあと半年でどういうふうにということもありますので、村もそうでありますけれども、第一には流域にお住まいの方々が、どういうご意向であってどうまとま

るかというようなことを第一義的に考えていかなくちゃいけない。じゃあ誰がまとめていくかということも考えていかなくちゃいけないということになりますと、非常に壁が高い、ハードルが高い件だと認識しているところであります。もちろん水利権というか万江川の水量を増やしたほうがいいには皆さん思っておりますし私もそう思っていますが、簡単にはなかなかいかないということでございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　これは自動更新になっていくんですかね。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。関係機関に聞いたところ、自動更新ではないんですが、特段申請される側に重大な過失がない限りは、慣例的に更新はされていくということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　立道徹議員。

○７番（立道　徹議員）　この当時の方は亡くなられていると思いますけど、いろいろ金銭面のこともあったと思います。どういう契約だったか私たちも子どものころでしたから把握はありませんけど、現在このような渇水が続いていく、この異常気象で万江川の水も大変少なくなっております。将来考えてみたらいよいよ水をこちらに水利権で持っていかれたら、万江川の水量もどんどん減っていくのではないかというそういう不安もあります。これから１０年、２０年後、いよいよこういう万江川の水がなくなるような危険もあると思います。今から半年ぐらいでまとめるというのは大変でございますけど、データを取ることも大変な作業となります。そのへん水量を減らしていくとか、向こうにやる水量を減らしていくとか、いろんなことがあればまたいろいろ努力していければと、これ行政、また地域取り組んでいくことがまた大切なことではないかと思っております。

昨日も愛知県名古屋市では線状降水帯が発生して豪雨がありました。本年も残り３カ月余り世界全国で大きな自然災害が発生しないようにお祈り申し上げ、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　通告がありました本日の一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

散会　午前１１時１２分

第　４　号

９ 月 １ ０ 日 （ 木 ）

令和８年第６回山江村議会９月定例会（第４号）

令和８年９月１０日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員
９番　久保山　直　巳　議員	１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総 務 課 長	松　尾　充　章　君
税 務 課 長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建 設 課 長	今　村　禎　志　君	教 育 課 長	迫　田　教　文　君
会 計 管 理 者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（森田俊介議員）　本日は、会期日程第４、一般質問となっております。

４名の議員の一般質問を通告順に従いまして許します。

なお、会議規則、発言時間は、質問、答弁を合わせて６０分といたします。

それでは、はじめに２番、北田愛介議員より、１．施政方針について、２．防災対策についての通告がでております。

北田愛介議員の質問を許します。２番、北田愛介議員。

北田愛介議員の一般質問

○２番（北田愛介議員）　ただいま議長の許可がございましたので、２番議員、北田愛介が一般質問を行います。

今回は、施政方針について、それから防災対策についての２点を通告いたしております。通告書に基づきまして質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目の施政方針についてでございます。内山村長におかれましては、見事村長選挙に当選され、６期目の任期が８月２日からスタートしております。８月３日の就任式や今定例会の初日に所信表明を行っておられ、重複する部分もあるかと思いますが、施政方針についてより具体的な答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、山江村を含む地方の自治体は、急激な人口減少や少子化、経験したことのない超高齢社会に突入しております。また、一斉に整備された道路や橋、上下水道、学校等の公共施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎え多額の予算を必要としております。

また、全国各地で頻発する風水害などの自然災害や大規模な地震など、想定を超える大災害が頻発しております。また国は、地方の振興策として地方創生を政策の柱にすえて、地域振興を後押ししております。しかしながら、なかなか効果が見えないのが現状であると思っております。

そこで、現在山江村が抱える諸課題をどのように認識しておられるか、所信表明では、人口減少と少子高齢化について具体的な数字を示して指摘をしておられましたが、山江村の現状分析を踏まえお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　それではお答えいたします。施政方針についてという質問事項であります。大変ありがたくも思っておりますし、ありがとうございました。

今回の山江村の諸課題と向かうべく方針については、出陣式の中でですね、村民の方々に対しまして公約として述べさせた部分もありますし、そして就任式の折、また同じようなことを述べさせてもらいました。

そして今回の議会、初議会ということでありますので、所信表明といたしまして、より詳しくもしたつもりでありますけれども、同じようなことを述べさせてもらったということであります。

それで今、抱えている諸課題をどのように認識しておられるかということに加えて、特に人口減少問題、少子高齢化等々の課題を議員も認識されているんだろうと思いますけれども、まずその付近の数値を今一度確認をさせていただきたいと思いますけれども、これは山江村が出しています、企画調整課が調べています山江村の村勢要覧資料の中の人口の推移から申し上げたいと思います。国勢調査の数値でありますので、５年に１回の数値でありますが、ただ２０２５年、昨年度についての数値がまだ速報値で確定値として出てきていませんので、その付近のところは確定値とされている令和２年、２０２０年までを比較させていただきたいと思いますが、その比較したらまずですね、総人口ですけれども、平成２２年から平成２７年は3,４２２人でした。平成２７年がですね。平成２２年から比べると２５９名の減少です。率にして７％という数値でありました。実は、平成２７年から令和２年の５年間でどれぐらいの人数になったかというと、令和２年の国勢調査の人数が3,２３８人、減った人数は１８４人の5.３８％です。

この村勢要覧の資料編によりますと、昭和５５年から令和２年の減少率ですけれども、１,０３８人減っていまして、２４.３８％、２５％ぐらいが減ったということです。

そしてもう一方ではですね、ちょっと3通り言いますけれども、１５歳から６４歳の生産年齢人口と、子どもを産み育てる２０歳から３９歳の人口の推移を申し上げたいと思いますが、１５歳から６４歳、いわゆる生産年齢人口と言われる人数ですけれども、平成２７年が1,７３５人で、２７６人いわゆる１５歳から６４歳と言われる方々が減っています。減少率１３％です。人口全体からいうと７％と言いましたので、倍近くその人口減少が３５から６４歳は多いということになります。

そして平成２７年から令和２年の５年間で1,５２０人でしたので令和２年が、２３３人減ったということで、同じく１３.２９％減ったということです。総人口と比べますと、総人口は5.３８％と言いましたので、倍以上生産年齢人口のほうが総人口より減っているという状況がわかります。

そして２０歳から３９歳の人口、これは消滅市町村の数値で用いられた数値でありますので、いわゆる子どもを産み育てる人口と言われております数値でありますけれども、それを計算しましたところ、平成２７年が５３８名で前回から９２名減っています。これが１４.６％減ったということです。そして平成２７年から令和２年まで４２１人でありまして、平成２７年から１１７人減ってます。パーセントにすると２１％減っているんですね、２１％ということで、総人口は５％程度しか減ってないのに、２０歳から３９歳、要するに子どもを産み育てる人口は２０％、４倍減っているというようなことで、急速な若者の流出が見られるということがわかります。

もう一点申し上げますと、昭和５５年から令和２年の総人口は２４％減っていると申しましたけれども、生産年齢人口といわれる１５歳から６４歳の人口は４７％減っています。いわゆる倍ですね。そして２０歳から３９歳の人口については、実に６０％、昭和５５年と比べて減っているということでありまして、急激な若者の人口流出が続いていると。同じような傾向はですね、今回の確定値が出ますと傾向が見られてもっと進むんだろうと思いますし、冒頭に申し上げました所信表明の中では、今年生まれてくる子どもの数は、母子手帳によると８名、ここ3年１５名ということになるわけです。

もう一方ですね、少子化が進んでいるということに加えて高齢化はどうかというと、もちろん高齢化は進んでいるわけですけれども、特に著しい増加が見られるのは８０歳以上です。８０歳以上は昭和５５年は７２名でしたが、令和２年は４４１名、実に６倍伸びているということになります。

この数値でどういうことが起きてくるかということを想定しますと、財政が非常に二重にわたって苦しくなるんじゃなかろうかということが予想されます。要するに生産年齢人口が減るということは、地方税収が減少するということにつながりますので、その一方で、高齢化に伴いまして医療介護関連費用が増大し、自治体財政が圧迫されることが予想されるということになります。

そして役場はそうですけど、村民生活はですね、人と人との絆がどう変わってくるかというと、古くから培われてきた支え合いがなかなかできなくなる、要するに絆が薄れていく、ネットワークが薄れていくと、かちゃりの精神が徐々に薄れていくということがありますし、そういうことが生まれます。今、自発的に地域づくり団体の方々が山江村を地域づくりやっておりますが、そういう方々の力が薄れるということになります。

そして、人口規模が少なくなるということは、いろんなものが需要低下や撤退、店を辞めるということが今まで続いてきましたけれども、こういうことが進むんじゃなかろうかと、村民生活、日常の生活の利便性が低下をしていくんじゃなかろうかというようなことが考えられます。

それと労働力不足による地場産業が縮小、同じようなことでありますけれども、魅力的な雇用の場が減少していくと若者がさらに外へ出ていくというようなことの悪循環が生まれるというようなことが考えられます。それとインフラ維持と集落共同体、現在もですね、区長、区長代理等の役員を決めるときに、非常に若者がいなくてどの地区も苦労されているわけでありますけれども、そういうことが起きてくる。消防団が少なくなってきて今年統合しましたけど、いわゆる防災力が低下をしていくと。それから伝統の行事が果たして今までどおり守られていくんだろうかという心配もあります。そういう人材が不足していく、若者流出によってですね、ということが考えられます。

このまま何もしないでおくと、今、私申し上げましたとおりの循環が目の前に待ち受けているということでありますので、もう何度も申し上げますが、要点だけ申し上げますけれども、雇用と産業をしっかり確保しなくちゃいけないと、特に今回は道の駅、栗の駅やまえをつくりまして、これは雇用のみならずですね、いろんな農林業商工業をされる方を支援していく、応援していく拠点としてその位置づけをしていきたい。やまえ栗のＧＩブランド化を中心にですね、その地域経済の衰退、空洞化を防ぐということになります。

特に、栗の駅やまえの隣には３６戸の村営住宅も用意しておりますし、そこには役場が隣にあります。警察も郵便局もありますし栗の駅もあります。ある意味では、村民の方々がこの地域に集まりやすいような環境、賑わいづくりをしっかりしていきたいと思いますし、村民の方々がそうやって集まるということは、外からの方もおのずと呼び込むような仕組みをつくっていければと思っております。

それから村営住宅３６戸と言いましたけれども、高校無償化になりましたけれども、高校時にですね、いろんなものがやっぱり要るんだというような声も聞こえてきています。３０名程度卒業して高校に入学しますけれども、その高校入学祝金の制度や奨学金返済に、借りる人は大体３００万円ほど借りてですね、そのお金を四苦八苦されながら返されているということであります。

山江村の奨学金に関しては、帰ってきていただくとその分は返済不要と、無償化しますというようなことを言ってますけれども、そういう方々の奨学金の問題に対して、どういう形をとっていったら返済が楽になるのか、暮らしが楽になるか、そして帰ってきてもらえるのかというようなことを検討したいと思っていますし、それから義務教育学級の話もしました。ＩＣＴ教育をさらに推進しますということと、同時に小規模な中でもしっかりした高品質な教育水準を維持する、義務教育学級は人口が激増している茨城県のつくば市においてもあえて義務教育学級をつくりながら、教育水準を上げるという取り組みをされています。そういう積極的な義務教育学級を目指す。人口が衰退するからもしょうがなしに学校を一つにするということではなくて、さらに教育水準を上げるための義務教育学校に移行していきたいと思っています。

それから高齢者や、また安心安全の対策ですけれども、これはメディカルフィットネス事業をしっかりやるということでもありますし、それから安心安全対策は、万江川防災・減災、万江川、万江地区に行きますといつもいつも「村長、砂利をどんぎゃんかしてくれ」、特に吐合堰堤に詰まった砂利が一挙に落ちてきたら安心して眠られんという話もありますから、もう始まっておりますけれども、そういう防災・減災事業並びにインフラの長寿命化あたりにつきましても、議員の中から、議員のおっしゃいます生活インフラ整備もありますけれども、生活インフラといいますと、今回の熊本の震災でみられるように、一番困るのは電気と水でありますから、その電気と水の確保をどうしていくかというようなことの対策、そしてもし止まった場合の対策も含めてですね、現在進めている中にもさらに注意深くですね、進めていければと思っているところであります。以上であります。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　この課題解決についての内容を一つずつお伺いしようと思ったんですけれども、相対的に対応のほうもお話しいただきましたので、大体あとで聞こうとしておったことまで答弁いただいたような状況でございますので、そこでですね、若者の雇用の場の確保、栗の駅を中心にやられるということで、所信表明の中でも農林業、商工業、観光業に従事される皆さんの生業を発展させて、そのためのビジネス支援と雇用創出の拠点にしたいと今おっしゃられました。具体的な事業の展開とか政策ですね、こういったものはどのようにしてそういった雇用の場を創出したり、若者が帰ってくるような場をつくられるのか、そのあたりを少し具体的にお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　やっぱり人口減少の原因についてはですね、この山江村で生業を立てながら暮らしていくということに対する不安があろうかと思います。仕事がないとかいうような話をよく聞きますし、仕事さえあれば帰ってきたいんだがというようなこともあります。

ただ、今の時代仕事に就職するだけではなくて、もちろんそういう場も必要ですけれども、帰ってきてやまえ栗の生産をしたい、これは孫ターンとして東京消防庁を辞めてやまえの栗で生業を立てたいというような若者もおりますし、そういう人たちに対します環境整備が一番だろうかと思っています。その原因に対しましてですね。

ということで、もちろん栗の駅自体は雇用を創出しますけれども、賑わいの場をつくるということで、やはり人が集まるということはお金の流れが出てきますから、そのお金の流れをしっかりその帰ってきたいという若者に対して、支援できるような体制ということになります。これは

一朝一夕にできるものではありませんけども、例えば昨日、本田議員のほうから１,０００万余った、給食費で余ったといいますか、新たに今まで出していた分を国が手当てしたものを農業振興に充てられないかというようなことについては、山江で農業したらそういうことがしっかり栗に対しても支援があるというようなことを地道にやっていくことだと思います。何よりもですね、私いつも思っているのは、住みよいところは住みたいところになろうかと思ってますし、村民の方々が、山江村はすばらしい住みよいところだということを思っていただくというところは、やっぱりおのずとですね、住みたいところで選ばれる地域になってくるんだろうということを思っています。

非常にこのことは産業だけじゃなくてですね、教育環境だとか自然環境だとかいろんなものの要素があろうかと思います。速攻性は企業誘致ということになるわけですけれども、その企業の誘致も含めて、やはり長期的にみると、企業は大きいところの企業を持ってきたら、企業の経営が悪くて撤退したらその地域がまた空洞化するということになりますので、しっかりした山江に適した企業、トムシが来ましたけれども、そういうことも含めて住みよいところとしての山江村を地道につくっていくということが求められているんだろうと、大事なんだろうということを考えております。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　やはり若者が帰ってこれるような環境整備は非常に大切だと思っておりますし、また、やはり帰ってきていろいろな仕事以外にもですね、賑やかで楽しい生活ができるとか、何かそういった仕事以外にも自由な趣味ができるとか、そういった要素も必要だろうと思いますし、やっぱり教育は山江村に来れば日本でもトップレベルの教育が受けられるとか、そういったいろいろな複合した要素が必要だと思います。やはり村長が前回言われました選ばれる村ということが必要だろうと思っております。

それと若者が帰ってきて農業できるような支援整備ということでございますけれども、私、何回も言っておりますけれども、農業問題ですけれども、今年は特に雨が降らなくてですね、水稲の出穂期の一番水が必要な時期に水がないということで、田んぼがかれている状況も村長視察されたということでございました。

そこで、そういった若者が帰ってきて農業をするそういったときにですね、水田を見てみますと、今でも毎年川には土のうや石を積んでですね、人力で水を揚げないと揚がってこない、一旦大雨が降ると流される、それの繰り返しという状況でございます。そして農業施設も老朽化をいたしております。

そういったところで、そういったことを繰り返しているという状況ですよね、今がですね、そういったところにはやっぱり若者もなかなか後継者が出てこないんだろうと思いますし、一方では大型化をして、先進的な農業機械やドローンなどを使ってやっている部分もありますけれども、やっぱり根本的にはそういった水の問題というのはずっと引きずっているわけでございます。こういった支援というのをですね、今後は絶対必要じゃないかと思っておりますので、そのあたりについてどのように支援をされていくのか、具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　冒頭おっしゃいました若者の、要するに山江村に帰ってきてどういう生活があるか、どういう生きがいがあるのか、どういう楽しみがあるのかというようなことであります

けれども、山江村の若者、今回の夜市もそうですけれども非常にまとまりよく頑張っています。頑張っていますが楽しんでいるように見えます。青年団の文化祭に行きましても、山江村青年団が作りました山江村の紹介のビデオがですね、非常に独創的といいますか独特で、今の若者それぞれいろんなことを思いながら頑張っているということが伝わってきましたので、非常に頼もしくも思ったんですけれども、そういう原点はやはり教育もありますので、ある意味まだここではっきりはありませんけれども、教育をしっかり推進の村としてですね、議会ともどもポンと柱を打ち当てるとなると、非常に外に対する発信力、山江で教育を受けさせたい、ＩＣＴ教育の部分的なことよりもですね、しっかり子育て、教育の部分は、山江村は柱として立てるんだというような大きな柱を立てれば、またちょっと違うのかなという気もしますので、おいおいその付近についてもいろんな議論をさせていただきたいと思います。

そして、農業の基盤であります土地、老朽化した農業用水と取水堰ということであります。基本的には、行政の仕事として国営の事業を持ってくる、県営の土地改良事業を持ってくる、それと団体への土地改良事業を持ってくるということは、当然考えられますし、これにはご案内のとおり、３分の２以上の地権者の方々の同意が要るわけであります。その同意のもとに事業を実施しながら推進するということですけれども、これについてはですね、農業者の生産者の方々の受益もあるということもあって、受益者負担があるわけですね、農家負担があるわけですので、その付近のある程度まとまったお金に対しての負担をしてもらえるのかどうか、というような大きな課題があります。特に後継者がいなくて、今さら土地改良しても厳しいんだという方々に対しまして、どういう説明するのか、その土地をしっかり耕作してもらえるようなシステムか制度があるのかどうか、というようなこともあります。

もう一方はですね、山江村の土地改良区がありながら、土地改良区のほうで軽微な水の問題だとかやり取りだとかいうのは全体的にしていたわけですけれども、土地改良区残念ながら解散をしておりますので、しっかり役場のほうでも対応していきたいと思ってはおります。ただこのあいだ上芹田の堰係の方々が来られて、毎年毎年来られるものですから、抜本的にやっぱりしなくちゃいけないということをその要望に対しまして答えました。ただ答えたもののですね、上芹田だけの問題ではないわけでありまして、それを受けて合戦ノ峰から西川内までの田んぼの状況を見て回りましたら、田んぼが土地がひび割れてですね、水がなく割れてかれはじめている。当然これは穂がつくころでありますが、もう穂はつかんだろうなというような悲惨な状況を見ました。

ということで、やっぱり上芹田だけじゃなくてですね、全体的に田と水の問題をどうするかということは考えなくちゃいけないんだろうと、上芹田だけ解決すればいい問題じゃないということを思っていますし、そういうことを少しまた全体的にですね、どうしたらいいかということを検討させていただきたいと思いますし、しっかりした基盤があるということであれば、やはり将来農業で生業を目指したいという方々も帰ってきて農業したいということもありますし、そういうこともしっかり対応していきたいと思います。

そしてまた農業される方についてはですね、特に農業経験をしていない人が帰ってこられる、その方々がやっぱり四苦八苦されながらということであります。少し申し上げましたが、やっぱり農業にたけた人をですね、その人にしっかり付けてあげると、そういう助言制度あたりも必要じゃないかというようなことも考えているところでありまして、特に栗あたりについてもですね、一人一人その栽培方法が違ったりもしますので、どっちのほうを向けばいいのかわからないとい

う若者が、栽培をしたいという若者がしっかり寄り添いながらできるような仕組みも、ソフト的な仕組みも併せて必要かなと思っています。取りあえず農業用水と取水堰非常に大事な問題であろうかと思っていますので、そういう要望といいますか、全体的な課題につきまして取り組みを進めていければと思っています。

もう一つ最後に申し上げますと、実は川辺川の土地改良事業ですね、あれはダムの問題だったんですけど、ダムができなくてもただの水が来たという総合土地改良事業があったわけですけど、それが私が組合長をしているときも何度も頑張ったんですが、もう返す返すもですね、今、思うと残念でならないという気がします。そう言ってもなくなったものはしょうがないわけですけど、しっかりその水問題は対応していきたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　山田地区の水不足につきましては、早速調査をしていただいたということで、動いていただいておりますので、その点については感謝を申し上げます。また、この農業用水問題は本当に村長言われましたように、村内全体的に不足しておるようでございます。万江地区のほうにおいてもやはり大変苦労しておられるということでお話を聞いております。

また、川辺川の利水事業、これ補給水が来るということで堰が二つ三つあったのを一つに統合したという経緯もありますし、やはりこの事業が廃止されたということで、水が来ないということになったわけでございますので、このあたりはやっぱり補給水に代わるようなものをですね、やっぱり国や県のほうも手当てをしてくれるのが本当じゃないかないとやっぱり思っております。農家にとって水稲栽培については非常に重要な水でございますので、ご検討いただくということでございますのでよろしくお願いいたします。

また、所信表明におかれましてはですね、多くの事業を列挙されて、山江村を劇的に変換できる主要プロジェクトの具体的に動き出すというようなことも述べていらっしゃいますので、そういったところがですね、すべて順調に事業が実施できますよう、これまでの村長の培われた行政手腕に村民も期待していると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、２点目の防災対策についてでございます。令和８年熊本地震においては、甚大な被害がもたらされ、現在も避難生活者が多数おられます。避難所以外自宅の倉庫などに避難されておられる方も多くおられるような報道があっております。また、最近では千葉県や北陸地方、昨日あたりは東海地方において、豪雨により浸水被害が広範囲にわたり深刻な状況が連日報道されております。

このような状況を受けて、村民の方から本村の防災対策について伺ってほしいというような要望がありましたので、防災士の状況と防災井戸について、この２点について質問を行います。

まず防災士の現状についてでございます。この防災士の資格制度は、２００３年（平成１５年）に始まった制度で、令和８年、今年の８月末現在でですね、全国に３６万6,２８０人が登録をされております。熊本県は6,４４５人が防災士として登録されているようでございます。大規模災害が頻発する現状では、防災士の果たす役割は大変重要となっております。そこで山江村において、防災士の資格を取得されている方は、一般の方、役場職員の方、何名おられるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは北田議員のご質問にお答えいたします。まず防災士とは、自助・

共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人と記されておりまして、全国や熊本県の認証登録者におきましては、議員が申されたとおりでございます。

お尋ねの本村における防災士認証者数につきましては、本年４月末現在で２３名、男性が１６名、女性が７名となっており、村職員につきましては７名、男性６名、女性１名でございます。また、本年度の防災士養成の研修会につきましては、本村で８名の方が申し込まれている状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　総勢で２３名ですね、かなり割と多いんじゃないかなと思っておりますし、防災意識の高い村だなということを今、感じております。そこでですね、防災士の活動内容とか役割について説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。防災士の活動内容と役割につきましては、防災士に期待される役割につきまして、平常時の活動、災害時の活動、防災士の権利・義務について三つございます。

まず、平常時の活動といたしましては、自分と自分の家族を守るために、家の耐震補強や家具の固定、備蓄などを進め、まずその重要性を親戚や友人、知人に広めるとともに、職場や地域での防災意識の啓発などを行う。災害時の活動として、自分の身を守りながら、避難誘導や救出・救助活動にあたるほか、被災地支援などへの参加など多岐にわたる活動役割が期待されているというようなことを書かれておりますので、本村でもそのようなことを期待しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま説明いただきましたように、大変防災士重要な役割を持っております。災害時、平時併せて活動するような内容になっております。このような重要な役割を担っていただける防災士を、山江村の地域防災計画に位置づけて、きちんとそういった役割とか災害時の行動等を位置づけて、活動をしていただくべきではないかと思いますが、その点答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。本年６月に改訂しました山江村地域防災計画書には、防災士の記載はありますが、具体的な活動や協力体制の記載はございませんでした。他の自治体では、防災士の役割や位置づけなど積極的に連携を図っている自治体もございますので、参考にさせていただきながら本村防災士と協力体制を構築し、次年度の防災計画書に明記できればと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　早速ご検討いただいているということでございます。８月１８日の人吉新聞には、地域防災力向上へ連携という見出しで、あさぎり町、多良木町、人吉市、錦町、湯前町、球磨村の６市町村の防災士らが、球磨地域防災士連絡協議会を設立したと報じられておりました。この協議会には、防災士だけでなく、防災危機管理を担当する行政職員なども出席したということでございます。現在村内の防災士の方もですね、災害時にはどのようにして活動してよいのか

活動方法がわからず、防災士としての能力を発揮できていないんじゃないかなと思っております。

そこでですね、山江村においても防災士会を組織して、災害時における行政や消防団などの関係機関とのですね、連携した活動ができるようにすべきではないかと考えておりますけれども、その点答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。議員が申されましたとおり、７月には球磨地方の防災士連絡協議会が発足したということは認識をしております。村長のほうからも山江村の防災士会はないのかなということでお尋ねがあり、私たちも村の防災士の会のほうは組織していないということでしたので、早急に２３名もいらっしゃるということであれば、防災士会を組織しながら連携を図っていければというような指示もありますので、他団体の防災士の活動を参考にさせていただきながら、早急に防災士会の設置に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど２３名の防災士と申しましたけれども、防災士の方も役場職員のみならず各業種からの中で防災士の取得を取られております。その方が一堂に会することで、村だけではわからないような防災意識の向上とか、防災計画に盛り込まなければならないことなど意見を賜りたいと思いますので、早急に防災士会の発足に向けて動いていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま検討していただくということでございました。是非とも防災士の方々がその資格や知識をですね、十分に災害時に発揮できるような組織化を図っていただきますようお願いいたします。

次に、防災井戸の件でございます。７月２８日に発生しました令和８年熊本地震においては、停電や断水が発生して、住民生活に大きく影響をいたしております。特に水道は日常生活になくてはならない重要なインフラでございます。水道施設が被災した地域においては、長期間にわたりまだ断水が続いているようでございます。この間、民間の井戸水や県内の金融機関が設置した防災井戸が重要な役割をはたしているようでございます。そこで本村には防災井戸として指定しているものがあるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。現時点で防災井戸として指定している井戸はございません。しかしながら栗の駅建設予定地内に掘削してあります井戸は、生活用水としての防災的機能を有する井戸であることか、防災井戸として指定し、次年度の防災計画書に掲載できればと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　先ほども申し上げましたように、防災井戸の災害時に非常に重要な井戸水の提供となっているようでございます。八代地域においても井戸が出ているところは近隣の方々は使っておられるような状況でございます。

そこで、山江村の井戸水を使っておられるところ、山江村は昭和５０年代にいち早く簡易水道が整備されて、安心で安全な水が供給されております。しかしながら、井戸水を使っておられるところもあると思いますが、そのような家庭を把握しておられるかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。井戸水を飲料用水や生活用水として使用されている家庭の正確な数は把握しておりません。数件私が知っている範囲ではありますけれども、そのすべてを村内で把握していることはございません。調査のほう方も今のところ行っていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　先日の９月４日付けの熊日新聞にはですね、八代地域で被災した井戸復旧を国が支援するということが報じられておりました。これは断水時に近隣の住民の方に生活用水として供給することを、復旧後に約束をしていただくということで国が支援するという内容でございました。これは個人所有のものは災害復旧の補助金の対象にならないわけでございますけれど、もそういった公共性を持ったものには国が支援をするという内容でございまして、国交大臣が直接こういったことを発表しておられました。それで本村においても個人の井戸をですね、断水時に近隣の住民へ使っていただくことを条件にして、村と協定を結んで防災井戸として指定することはできないか。また協定を結んだ場合には、手押しポンプなどの設備費や水質検査などにかかる費用を支援する制度を制定することができないか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。県内の自治体でも個人などが所有する井戸を「災害時協力井戸」として登録し、断水時に開放する制度を実施している自治体もあるようでございます。これは近隣の自治体も既に実施されているということでございます。本村においてもその必要性があるか、前向きに検討していきたいと考えておりますし、登録制度の内容にもよるかと思いますが、特に飲料用、飲み物用として使う場合には水質検査が義務づけられておりますし、また電気で揚げる井戸なら停電時には井戸が揚がってこないということですから、手押しポンプ等の用具の購入の補助もですね、そういったことを防災井戸とか協力井戸として登録するとなった場合には、そのような経費の一部の支援のほうも検討させていただければと考えているところでございます。災害に強い、むらづくりを目指す上では、議員が申されましたことを実践していくのも一つの案と思いますので、村長のほうと協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　国内はもちろんのこと海外においてもですね、地球温暖化による気候変動で自然災害が頻発しております。人吉球磨地域においては、令和２年７月豪雨災害の復旧復興が進んでいる状況ではありますけれども、大規模災害が発生した場合の対応は万全にしておかなければなりません。

災害発生時にですね、住民生活に支障のないような体制の整備をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１０時・・分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１０時５９分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、１番、白川俊博議員より、１．丸岡公園の現状と整備について、２．上下水道施設の状況と維持管理について、３．通学路の状況と道路整備についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。１番、白川俊博議員。

白川俊博議員の一般質問

○１番（白川俊博議員）　議長より発言の許可がございましたので、１番議員、白川が質問いたします。

内容は、丸岡公園の現状と整備について、次に上下水道施設の状況と維持管理について、そして最後に通学路の状況と道路整備の３点、通告いたしておりますのでご対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、まず１点目、丸岡公園の現状と整備について質問いたします。ご承知のとおり丸岡公園は、人吉球磨盆地を一望できる絶景の地で、春には桜、そして色とりどりのつつじが咲き、４月の中旬にはつつじ祭りが開催され、家族連れや友人などが来場し、春の訪れを感じることができる公園となっております。また、丸岡公園内の農村広場には、天然芝のグラウンドも整備されており、最近では人吉球磨管外からも少年サッカーや高校女子サッカーなど練習試合にも利用され、グラウンドを含め丸岡公園を訪れる人は年々増加傾向にあると思われます。そのような状況の中、近年つつじ祭りに来場されている人数、わかっている範囲で結構ですので、どのくらいおられるのかお尋ねいたします。

また、令和７年度において、農村広場を利用された団体、競技種目など利用状況がわかりましたらお伺いいたします。さらに、今年度においては、現在までの利用状況がわかりましたらお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは、はじめにつつじ祭りへの来場者数につきましてお答えいたします。主催者の発表によりますと、過去３年間の来場者数は、令和６年度が約４,０００人、令和７年度が約３,０００人、そして今年、令和８年度は約１,３００人となっております。春の開花時期には村内外から大変多くの方にご来園いただいており、村を代表する観光と交流の拠点として賑わいをみせております。

続きまして、農村広場の利用状況についてでございます。令和７年度の利用状況につきましては、サッカーが６団体、グラウンドゴルフ３団体、ラグビー１団体、その他１団体の合計１１団体にご利用いただき、年間利用者数は延べ６,２３０人、月平均で延べ５１９人となっております。また、今年度、令和８年度の８月末現在につきましては、サッカーが７団体、その他１団体の合計８団体にご利用いただき、４月から８月までの５カ月間で延べ１,８６０人、月平均で延べ約３７２人の利用状況となっております。このように農村広場は、村民の皆様をはじめ村内外のスポーツ団体による日常的な健康づくりや競技の場として幅広く活用されております。以上で

ございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　つつじ祭りが根付いている状況もあり、天候にも左右されるようでございますので、横ばいか若干増えているのかなと思っているところでございます。一方農村広場利用についても種目も結構あり、こちらのほうも状況によっては年々増えるのではないかと思っているところでございます。

近年のサッカーブームによりまして、少年サッカーなどサッカー競技人口の増加が影響しているのもサッカーが利用されるということであろうかと思います。場所によりましても管外からの利用もあり、人吉インターからの交通便が良いことから、それが利用しやすくなる要因かと思われるところでもあります。

丸岡公園は先ほども申しましたが、春は桜からつつじへと花が咲き、人吉球磨の観光のメッカとなっております。そのような中、先ほどお尋ねしましたが、毎年開催されるやまえつつじ祭り、ご承知のとおり大盛況の中、催し物や地域の特産物販売、キッチンカーなどによる飲食物等の提供により、たくさんの方が来場され、満喫され楽しんでおられます。

その来場者の方々は送迎バスも利用されますけれども、ほとんどの方が車を利用されて公園に来られているようで、その際は駐車場がイベント会場となっております。そのようなことから毎年農村広場が臨時駐車場となり利用されておりますので、この臨時駐車場となる農村広場は、土、芝のグラウンドで、駐車場として使用されたあとデコボコができまして、特に祭りの日が雨天の場合、今年もそうでしたけれども、車のわだちにより相当な段差状態にもなり、また芝も剥がれ、駐車場利用後の数日間、運動ができる状態ではない期間もあるようでございます。

そのような状況から、イベントなどの来場者の駐車場の確保、農村広場を臨時の駐車場としないよう、公園近くに新しく駐車場の新設の考えはないのか。また、村長も所信表明の中で少年サッカー場として丸岡公園を整備するようなことも申されましたので、使い環境にするなどまだまだ利用する団体が増えるかと思われます。今後、農村広場整備と駐車場の新設を含めた、丸岡公園の一体的な整備検討などの考えはないか、併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。農村広場はつつじ祭りなどの大規模イベントの際、臨時駐車場として活用しておりますが、車両の乗り入れによってグラウンドの状態が悪くなり、本来の運動施設としての利用に支障が生じていることは、村としても重要な課題であると認識をしております。

本村の第６次山江村総合計画では、丸岡公園をはじめとする観光、交流拠点をより効果的に利活用していくことを掲げております。さらに山江村総合公園基本計画におきましても、農村広場を丸岡エリアの重要な拠点と位置づけ、排水不良の改善や芝生化を含めた再整備方針を示しております。

これを踏まえまして、今後の具体的な取り組みとして、今議会にグラウンドの競技用の芝生化に向けた調査、計画策定に係る予算を提案させていただいております。整備スケジュールにつきましては、調査や検討の結果を踏まえ、早ければ令和９年度から進めてまいりたいと考えております。

次に、駐車場の新設と農村広場の整備に対する考え方についてですが、農村広場の芝生化を進

めた場合、グラウンド内を臨時駐車場としての活用ができなくなります。そのため駐車場の新設と農村広場の芝生化は、同時に検討を進める方針としております。安全で快適なスポーツ環境づくりと、イベント中の利便性向上の両立に向け、計画的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今、課長のほうから計画的に取り組むということでございます。例年、やまえのつつじ祭りを楽しみに来られる方々もおられ、春の一大行事として根付いております祭り、是非駐車場の整備についても検討願えればと思っているところであります。

また、現在も休憩可能なクラブハウスも整備されておりますので、公園の広場の整備、サッカー場としてもですけれども、併せてですね、ランニング、ジョギングなどができるロードとか、周辺の起伏を利用したクロスカントリーですね、そのようなロード整備の検討もしてはどうかと思うところでもございます。

議会で今回の補正予算でもあがっておりましたけれども、農村広場改修計画策定業務の委託料も計上されているようでございますので、利用者がよりよく利用できるような改修も望むところでもございます。また農村広場を含めた公園は、シルバー人材センター、それから民間により樹木やつつじの剪定、広場の芝刈りなども年間を通して維持管理をされておりますので、桜やつつじの開花時期だけでなく、一年中季節感を味わうような公園、また親子でも遊べるちょっとした遊具の設置なども検討してはどうかと思うところであります。家族連れも訪れるような公園など、一体的な整備をすることで屋外スポーツの施設の場となれば、スポーツの振興を通して、さらに山江村の活性化の一助となるのではないかと期待するところでもあります。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次にお伝えしております上下水道施設の状況と維持管理についてをお伺いいたします。

先の７月２８日に発生しました熊本地震は、宇城、八代を中心として甚大な被害を受けました。今もなお避難所や仮設住宅、またいまだに車中泊を余儀なくされ、大変な生活を強いられておられる方々もいるようであります。一瞬襲った震度７の大地震は生活を一変しました。何事も不自由ない普通の生活から、住まい、電気、水道など日常に欠かせないものを奪いました。電気などは、応急復旧により数日後に回復しましたが、生活水は地下の変動によりしばらくの間断水が続き、飲み水や風呂、洗濯などが使えず不便な生活が続き、今もなおその状況が続いているところもあるようでございます。

この断水につきましては、多くは地下水を利用している地域が多く、個人で管理をする井戸の破損が大半と聞きますが、公共の水道水を利用されている地域での断水は、地盤の変動が水道管の破断や破損によるもので、その自治体の調査によると、その地域は水道施設、水道管の耐震化への整備が一部なされていなかったのも断水の原因の一つとされております。

そのようなことから本村の水道施設の耐震化についてですけれども、これについては以前一般質問で、村内の水道管の耐震化の現状を伺った経緯もありますが、その際、令和８年度で耐震化計画の策定業務を予算化し、進めていくと。さらに下水道施設では、令和７年度で維持管理適正化計画を策定し、その後施設の適正な維持管理に向け事業を着手していくとのことでした。先ほども触れましたが、今回の熊本地震により、より一層水道施設の耐震化が必要と再認識されたのではないかと思っているところであります。

そこででございますが、先ほど申しましたけれども、今年度が水道施設の耐震化計画の業務策定中かとは思いますけれども、どのような状況なのか、策定後早期に事業着手、もしくは早ければ次年度からですね、計画的に事業着手される考えなのかをお伺いいたします。

また、下水道施設についても昨年度は維持管理適正化計画を作成されていると思っておりますけれども、その事業の主な内容と、年度ごとに実施され、施設整備や機器の更新など具体的な計画があるのかを併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。水道施設の耐震化計画につきましては、当初令和７年度予算化させていただいておりましたが、熊本県のほうが策定されます耐震化を含む計画、第７次地震防災緊急事業５カ年計画というものが、令和８年度に策定完了する見込みでございまして、これを受け県計画の趣旨、村の計画にも反映させたいということで、策定を１年ずらしまして、改めて令和８年度当初予算に計上させていただいたものでございます。

現状といたしましては、熊本県計画の策定を待っている状況でございますが、その指針を組んだ村の耐震化計画とするための情報収集を行っております。予定といたしましては、本年の１１月には業務委託契約を行いまして、県計画と並行して策定を進め、年度末の策定完了を目指しているところでございます。

また、先ほど議員申されました耐震化が主な内容となってまいりますが、耐震化が既に進んでいる管路は、山田、万江合わせまして全体の５７％ほどではないかと把握しております。しかしながら、浄水場や配水池などの施設につきましては、耐震化されていないのが現状でございます。安心な水を安定して村民の皆様にお届けするために、耐震化事業は不可欠と考えておりますので、県計画の指針もしっかりと計画中に反映しながら計画策定耐震化を進めてまいりたいと思います。

また、次年度以降にすぐ計画に沿った事業を進められるのかというご質問があったかと思いますが、これは計画を策定する中で、村の財政当局とも話をしながら、財政的なところで何年度に実施するか、こちらを決めさせていただきたいと考えているところです。

続きまして、下水道施設の維持管理適正化事業の実施内容と年度計画ということで質問いただいております。下水道施設の維持管理適正化事業計画につきましては、令和７年１１月に策定業務の契約を行いまして、令和７年度中の策定完了を見込んでおりました。しかしながら、当初の契約内容に加えまして、集合合併浄化層への転換といった事項も併せて検討を行う必要が出てまいりまして、業務を追加しましたことから、事業を令和８年度へ繰り越しをしまして、策定業務期間を令和８年９月末まで延長したところでございます。

本計画策定にあたりまして検討している事項をご紹介いたしますと、人口の変化に伴う処理施設の適正規模の検討がまず一点、それから施設設備の再編、集約の検討これが２点目、省エネ技術等の新技術導入の検討これが３点目、そして最後に先ほど申し上げました集合合併浄化層への転換についての検討という、４つの柱で検討事項を進めているところでございます。

以上を踏まえた上で、今後の維持管理に係る計画として現在策定中でございまして、策定しましたあとの実施につきましては、先ほど水道事業と同じように申し上げましたとおり、財政とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　今ほど課長から説明いただきました水道の耐震化については、県からの趣旨に基づいてということで、それを待っているということで、今年度やられるということでございますけれども、熊本地震による地盤の変動が原因となり、水道管の破損により断水が続いているようで、水道施設、水道管の耐震化はより一層重要視された現状だと思っているところであります。

本村においてもまだ耐震化の更新がされていない区域、課長のほうから説明がありましたが、区域がありますので、現在策定中とのことではありますけれども、安定的な財政運営の中での予算措置の検討、それから早期の事業着手を望むところでもございます。

また下水道施設においては、今年度から適正化事業を進めると思っておりましたけれども、策定業務が繰り越しをされたということでございますので、今年度その作成業務が完了するということですけれども、完了後ですね、次年度からになろうかと思いますけれども、こちらのほうも早期の事業着手、事業計画に乗って着手をお願いしたいと思っているところでもあります。

施設については年数の経過により老朽化も進みます。課長のほうからいろいろ説明があって今後の対応ということで説明がありましたけれども、処理施設の統合、それから処理方式の検討、設備や機器の更新など、こちらも財政負担にならないような適正な維持管理を行っていただきたいものでございます。いずれにしましても生活に欠かせない生活環境の施設です。日頃の生活に支障がないような運営をお願いいたします。

先ほどから下水道施設の適正化についても伺ったところでもありますけれども、道路に埋設していますマンホールも気になるところでもあります。マンホール内にあります中継ポンプについては、以前も質問させていただきましたが、維持管理や点検については、定期的に点検、清掃を行っているとの答弁でありました。中継ポンプのあるマンホールは、定期的な管理がされておりますけれども、そのほかのマンホールの点検も必要ではないかと思っているところでもあります。

昨年の１月に埼玉県で発生しました下水道管の腐食による道路陥没事故は記憶にあると思いますけれども、本村においても中継ポンプの先のマンホールには、汚水がポンプ圧によりまして硫化ガスとなり、マンホール内に発生し内壁が劣化し、同様に腐食し、陥没の恐れもないとは限りません。ポンプ類があるマンホールは点検されておりますけれども、他のマンホール内の維持管理を含めた点検清掃を行う考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。議員申されました下水道管腐食による道路陥没事故を受けまして、全国的に下水道管やマンホールについての状況調査が実施されました。本村においても同様に県の要請を受けまして調査を実施したところでございます。

調査の方法としましては、農業集落排水施設や中継ポンプの管理、清掃を委託している事業者様、議員がおっしゃった事業者様と同様でございますが、そこから点検の状況報告をまず受けております。マンホールの腐食がひどいなどの落下の恐れがある場合は、速やかに取り替えを実施後、事後で報告を受けるというようにしているところです。

ただし、こちらも議員申されたとおり、中継ポンプが入っているマンホールを中心に業務委託契約をしておりまして、それ以外のマンホールについては、この事業者様のほうでは通常は見ておりません。ただし、この県からの調査依頼があった際はですね、ご協力をいただきまして、ある程度古いところから見るようにしておりました。また、建設課の職員、上下水道係の職員がで

すね、マンホールのある路線を古いものから順にということで、今現在も実施しているところなんですけれども、徒歩で目視点検を行っておりまして、その際にはマンホールの蓋を開けて腐食の確認などを行っておりますけれども、現在のところでは大きな陥没は認められていないところでございます。

またそれを事業所に委託してはどうかという考えはないかということでございますけれども、また予算を伴うことでございますので、通常のポンプの点検等と合わせながらですね、今後しっかり検討していくべき課題かなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　課長のほうから説明でしたけれども、中継ポンプ内は私も先ほど話しましたけれども、点検業者が点検され確認されていると。またほかのマンホールは徒歩、それから車両徒歩で見られたと、危ない箇所については内部を見たということでございますけれども、数も相当確かに多いようであります。時間と経費も伴いますので、設置後年数も経過しております。小さな異常が大事故につながりかねないので、できましたらですね、本来は内部をすべて見ていただくのが一番いいんですけれども、そちらも検討していただくということで、本当に事故につながらないような調査をしていただければと思っているところでございます。

それから、県道坂本人吉線の城内地区ですけれども、現在、熊本県によりまして舗装補修がなされて、マンホール等の段差が大きかったところがですね、舗装と合わせて改修されている部分もございますが、いまだ舗装面に段差が生じている箇所も数カ所に見受けられます。運転する際もハンドルを取られたりもするようでございます。このような箇所の整備、さらに県に要望されるのか、本村で確認をされ、点検をされ、修繕等の対応を検討されるか、そこらへんをお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。マンホール周辺の路面につきましては、ご指摘が多くあるところでございますが、車両が跳ねたり、わだちが傷んでしまうようなひどい段差の場合には、事故等に直結する可能性があるため早急に補修させていただくことになるかと思います。しかしながら、道路、路線の改良、補修と合わせて段差の改修を行うほうが費用対効果が高いと考えておりまして、村道につきましては、基本的に改良事業と合わせて段差改修を行っているところでございます。

また、県道につきましても県に対しまして毎年度舗装、補修工事の要望を行っているところでございまして、先ほど申された万江地区の舗装の補修、白川議員がおっしゃったように今年度も実施をいただいているところでございます。しかしながら、県道村道を問わずにですね、山江村が設置しているマンホール付近で事故に直結するような段差、またはマンホールの腐食等が確認された場合には、一刻を争いますので、たとえ県道といえども山江村が早急に修繕に対応しなくてはならない場合もございますし、以前にもそういったこともあったと事例で聞いております。

今後も県の維持管理部局と調整、相談しながら、マンホール等の適正管理に努めさせていただきたいと考えておりますし、皆様からの情報提供等を建設課のほうにお寄せいただければと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　課長のほうから村道のマンホールの改修などは、主に基本的には改良と合

わせてということでございましたけれども、舗装補修にしてもマンホールで段差があると舗装面も傷んでまいります。特に車の通行量の多い道路は、マンホールの損傷も目につきます。県の管理する道路で要望となり、対応が難しいかもしれませんけれども、できましたらですね、県に直接相談されて、危ないからということで要望、要請をお願いできればと思っているところであります。

毎日のように車が往来する道路でございますので、日々の管理から異常は発見されると思います。段差解消など先ほど課長のほうからありましたけれども、村道、県道問わず、危険であれば事故につながらないよう対応していただき、計画的な対策をお願いいたします。

それでは、最後に質問いたしております通学路の状況と道路整備についてお伺いいたします。本村は毎年通学路交通安全プログラムに基づき、児童生徒の通学路安全確保に向け、関係機関と連携し通学路の合同点検を実施され、安全対策が必要な箇所においてはハード対策の整備、規則や安全教育としてはソフト対策を実施されており、改善後も効果が上がったのかその後検証等を行い、安全対策の充実を図っておられます。そのようなことから、昨年度実施された合同点検での要対策の内容、その後対策改善された主な箇所等などをお尋ねいたします。

また、今年度合同点検を実施されたのであれば、その状況等をお聞かせ願えればと思います。併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。通学路の安全対策につきましては、先ほど議員が申されましたとおり、毎年山江村交通安全プログラムに基づきまして、点検を行いながら子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

通学路点検箇所につきましては、事前に保護者または学校から、危険箇所等の情報を村内各学校ごとにあげていただき、夏休み中に各学校から報告がありました危険箇所を中心に、県土木部、駐在所、各学校、総務課、建設課、教育委員会など、関係機関で連携をしまして合同点検を実施しております。

令和７年度の点検におきましては、歩道を覆う草の除草作業をはじめ、日向瀬橋付近における交通安全旗の移設や、視界をさえぎる雑木等の伐採、また山江錦線等への注意喚起看板設置など、速やかに対応可能な箇所について順次改善を図ってまいりました。一方で、歩道整備や構造上の課題等により、即座の改善が困難な箇所におきましては、警察や熊本県など関係機関と協議を重ねながら、現在対策を進めているところでございます。

令和８年度合同点検につきましてお答えいたします。令和８年度におきましては、７月中旬に各学校から危険箇所として、山田地区で９カ所、万江地区で２カ所の計１１カ所があげられました。このうち過去の点検で既に対策が完了している箇所や、継続して対策を検討している箇所につきましては、整理集約を行い、今回新たに現場点検が必要な箇所、山田地区には３カ所、万江地区２カ所、計５カ所について合同点検を実施しております。

その具体的な対策内容におきましては、山田地区におきましては、白線の引き直しや注意喚起看板の設置、のぼり旗設置や減速マークの表示、児童生徒への横断指導など検討をしております。

また万江地区におきましては、県道におけるスピード抑制のための破線表示や看板設置のほか、支障木の伐採や落石発生時の迅速な対応体制の構築につきまして、熊本県と協議、検討を行っているところでございます。

併せまして、過去の点検から継続して対策を検討している箇所におきましても、路面表示の検討をはじめ、速度抑制看板や破線表示の検討、交差点でのポールの設置検討など、関係機関と協議の上、対策を進めているところでございます。

なお、通学路の安全対策につきましては、道路環境や交通規制等の制約により、ハード面での直接的な対応が困難な場所や、対策の実現に時間を要する箇所もございます。ハード整備の推進と合わせまして、学校での交通安全指導の徹底や保護者・子ども見守りボランティアの方々、地域の皆様による温かい見守り活動など、ソフト面での対応につきましても引き続きご協力をお願いしているところでございます。今後もハードソフトの両面から、関係機関や地域保護者の皆様と緊密に連携を図り、児童生徒が安心して通学ができるよう安全確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ありがとうございます。それぞれ関係機関が合同で現地に出向きまして、実際に危険箇所を確認されていること、それが改善につながり、それぞれが努力され対策を講じられていることにつきまして、ありがたく思っているところでもあり、また改善後においても効果があるかなどを確認されているようでありますので、今後ともですねどうぞよろしくお願いいたします。

いろいろ確認されておられますけれども、まだまだ要対策箇所もあるようでございます。以前これはちょっと話をしまして質問したんですけれども、県道相良人吉線、歩道補修、郵便局前ですけれども、これについてもいまだ補修がされていないので、これについての状況はどうなのか。

それと、そこの県道の大王神社のほうから来る県道、横断する際の横断歩道ですか、横断歩道もこれもですね、かすれてちょっと見にくい状態のようでございます。こちらについては県が管理する道路でもあり、公安委員会の管轄かと思いますけれども、対応をお願いできればと思っているところでもございます。

その歩道修繕と併せてお尋ねしたいのが、山田小学校の登校道路でございます。これについては、県道相良人吉線からの山田小学校へ向かう道路、それから小山田集落から学校へ向かう道路、どちらもですね、こちらは中央線が消えているようでございます。カーブが多い道路でありますので、事故防止のためこちらの整備検討の考えはないか、先ほどの件と併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それではお答えいたします。まずはじめに県道相良人吉線、栗の駅整備事業の横付近のことをおっしゃっているかと思いますので、そこについてでございます。前々から要望をいただいておりますけれども、村民からの要望をいただいておりまして、建設課のほうでは、山江村としましてですね、県のほうに改良要望、舗装要望を出しているところでございます。

しかしながら議員が申されるとおりですね、今のところ道路の車道の舗装・補修工事については、現在のところまだ実施されていない状況がございまして、これとはまたちょっと違う話になりますけれども、栗の駅整備事業と相まってですね、時期を同じくして歩道の整備を先にしていただくというような話が現在進行形でございます。

県のほうは、この歩道の整備につきましては、栗の駅整備事業が終わるまでには整備をしたいということで申していただいておりまして、車道のほうの舗装・補修についてもですね、今後速

やかに対応いただけるように、こちらからお声かけをさせていただきたいと思っております。

それから歩道の補修についてでございますけれども、アスファルト舗装の割れ等からですね、舗装部分が欠けて穴が開いているようなケースが所々見受けられますので、通学路点検時に限らずですね、業務委託により実施しております道路パトロールや、建設課の職員が補修材を用いてその都度補修を行っているところでございます。

また、先ほど申されました中央線ですね、登校坂の中央線につきましては、議員おっしゃるとおり村道でございますけれども、白線が消えかかっているところが多々見受けられます。直接児童が通学します歩道とは関係はないところでございますけれども、何分幅員が十分でない箇所も見受けられます。そういった部分においてですね、中央線あるなしで車の通行の安全、またはそれが児童生徒の通学の安全にもつながってまいりますので、こちらのほうは現地の詳細、幅員等をきちんと確認させていただいて、対応をいち早く検討させていただければと考えております。

それから横断歩道のお話もあったかと思います。横断歩道については、まず新規設置から申しますと、新規、ここに造ってくれないかというようなご要望もあがっていたところでございますが、人吉警察署立ち会いの下、教育委員会と共に合同で現地協議を行っております。横断歩道につきましてはですね、道路が山になっている箇所の丘の頂上付近、それからカーブになっているところのカーブのそばには、横断歩道は設置できないという設置基準があるようでございまして、設置要望があった箇所につきましてはですね、警察とも協議をいたしましたが、残念ながらそこは安全が確保されないということで設置はできないという回答をいただいております。

また、先ほど申されました相良人吉線の横断歩道につきましてもですね、こちらは実際教育委員会、人吉警察署を含めて現地での立ち会い、確認もいたしております。しかしながら、横断歩道のライン引きにつきましては、これは熊本県警のほうで引いていただくということで、今のところ順番待ちの状態かと思っております。

確かに薄くなっておりまして危険かと思いますので、今後もちょっとまた状況を確認しましてですね、ぜひ素早く引いていただけるように、県道でございますので県と一緒に要望を上げてまいりたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ありがとうございます。歩道補修のほうも道路パトロールとか、県のほうにつないでいるということで、まだまだされておりませんけれども、早急に要望していただき対応していただければと思います。

また、併せて横断歩道ですね、こちらのほうも本当に消えかかっておりますので、なかなか車で通ったら見えないわけですけれども、子どもたちが通る横断歩道でもございますので、こちらのほうも県の公安委員会のほうの管轄になるということでございますが、強く要望していただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、山田小の登校道路ですね、こちら確かに直接通学路として子どもたちが歩くところでなく車道のほうでございますけれども、本当に行きますと白線が中央線が見えませんので、本当に危険でスピードを出す車もございます。先ほど幅員を確認するということでございますので、狭ければできない状況もあるかと思いますけれども、ほかの形で注意喚起をしていただくとか、ドライバーに見えるような形で注意看板等もしていただければと思います。どうぞよろしくお願い

いたします。

毎年合同点検を実施され、関係機関がお互いを共有し、早期に対策できるもの、それから予算が伴い対策が長期にかかるもの様々あるようでございます。日々の維持管理から対応いただいている箇所もあるかと思いますが、まだまだ対策が必要なところもあるようでございますので、関係機関とも今後も連携され、対応をお願いいたします。

交通事故は車社会となった今日、思いがけないことからいつどこで起きてもおかしくないような状況でございます。少しでも気になるような箇所とか危険と思われる箇所など、それぞれが情報を共有し、対策をとっていただくことが大事だと思っているところであります。お互いが相手のことを思い、譲り合いを持ち、まずは自分自身、そして家族、友人と、村民の方々が交通事故に遭わないよう安心して住みよい村になることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を１時１５分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時１３分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、６番、横谷巡議員より、１．官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」整備事業について、２．人口減少対策について、３．物価高騰対策について、４．ペットの避妊、去勢手術費用の補助について、５．災害発生時の避難所生活の備えについての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。６番、横谷巡議員。

横谷　巡議員の一般質問

○６番（横谷　巡議員）　議長のお許しをいただきましたので、６番議員、横谷巡から通告に従い、一般質問を行います。

今年の夏は、連日の猛暑、酷暑が続き、熱中症等の健康被害や高温障害、水不足による農作物の不作など、あらゆる面に深刻な影響を及ぼしております。そのような中、７月２８日の令和８年熊本地震の発生は、八代市、氷川町、宇城市を襲い、尊い命が失われ、多くの家屋やインフラに甚大な被害を与えました。大雨による災害、そして今回の地震と度重なる被害に遭われました被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興と生活再建がなされますことを切に願うものです。

通告をしています最初の質問事項は、官民共創地域振興拠点施設「栗の駅」整備事業についてであります。栗の駅整備事業については、今までも他の議員からもいろいろな角度からの質問があっていますが、私からは現状、今後の対応について伺います。

我が村の地域産業と賑わいの創出をする栗の駅整備事業は、１５億円を超える大きな事業であ

り、建設や施設運営を一体的に民間へ発注するＰＦＩ方式で公募されましたが、昨今の物価高騰や建築資材不足等の影響もあり、業者からの公募は不調という結果になりました。

そこで全体事業費の設計積算については、公募する前に既に建設資材高騰の兆候も見られておりましたので、設計業者だけの積算ではなく、行政担当課におかれても、物価資材高騰等の市場現状に照らした再確認の対応が必要ではなかったかと考えますが、どうでしょうか伺います。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。物価や資材価格の高騰が急速に進む中、想定を大きく上回る急激な市場環境の変化が生じ、結果として公募不調に至ったことにつきましては極めて重く受け止めております。

本事業におきましては、国の交付金を活用する重要な事業であることから、担当課におきましても慎重に内容を確認の上、申請期限に合わせて早期に手続きを進めてまいりました。しかしながら、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇に対し、村の積算と実際の市場価格との間に大きな乖離が生じる結果となりました。また、本事業で採用しているＰＦＩ手法は、民間事業者が施設を建設し、長期にわたり運営管理を一体的に行う仕組みでございます。そのため建築資材の供給の遅れや物流の混乱といった不安定な社会情勢の中で、民間事業者側においても将来的なリスクへの判断が非常に難しかったことも要因の一つと分析しております。

こうした結果を重く受け止め、早期の事業着手に向けて最新の市場価格を反映した工事費の再積算並びに公募条件の見直しを速やかに進めております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　このＰＦＩ事業への取り組みという事業は画期的な事業の取り組みなんです。確かに今、イラン情勢と建設資材物価とか、あるいは物価等の高騰が続いておりますので、その中でもやはり公共事業として山江村がこれからの新たな村づくりをかけた拠点整備事業ですので、設計業者に専門的ですから委託はするわけですけれども、少しはですね、やっぱり今後各事業においても担当部局で各部でチェックとか、再確認、精査はする必要があるんじゃないかなと考えたところです。

建築資材等の物価高騰に対応した総事業費の積算、業者の公募、事業の着工、そして竣工、この竣工する時期はいつ頃になるか、全体のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。はじめに当初計画しておりました開業時期に遅れが生じることとなり、議員の皆様をはじめ村民の皆様にご心配をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

今後の具体的なスケジュールにつきまして３点ご説明いたします。

１点目に、事業費の再積算と予算措置についてでございます。最新の市場価格を反映した事業費の増額分として、９,８７８万円の補正予算案を今定例会にお諮りしております。併せて国の地域未来交付金の変更申請も進めており、本年１１月下旬の交付決定を見込んでおります。

２点目に、業者の公募と選定についてでございます。補正予算のご承認をいただいた後、速やかに再公募を開始し、１１月に審査委員会による事業者の選定、１２月までに本契約を締結する予定でございます。

３点目に、着工及び竣工の時期についてでございます。本年１２月の契約締結後速やかに準備

を進め、令和９年１月頃の着工、令和９年度中の竣工を目指してまいります。なお、熊本地震の影響や今後の市場動向も慎重に見極める必要があることから、確実なオープン時期につきましては、事業者決定後に改めてお示しさせていただきます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　本当に予想もしなかったようなイラン情勢とか物価高騰でこのようになりましたけれどもですね、課長が言いましたようにもう始まっておりますので、無事スケジュールに沿ったことで竣工いたしますように願っております。

私も先般、宇土のほうに災害のことで行ってきましたけれども、そのときに奥さん連中が４、５人集まっていたものですから、山江の栗の製品をもっていって、栗の駅のことを話しましたところが、非常に栗についてはやっぱり皆さん注目しとんなっとですよ。山江は栗の村ということは本当に認識されているなと感じました。そういったことで、できればぜひ来てくださいということを言いましたところが、楽しみにしていますということで、やはり今後のやり方では広まっていくのじゃなかろかなということを感じたところです。

次に、財政面ですけれども、栗の駅整備事業の増額や今後の予定されております村営住宅、学校再編、公園整備などの事業計画により、普通建設事業債、要するに起債等が増えてくることが予想されます。今後の財政運営の見通しについてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。財政や財政運営につきましては、３月議会でも同様の質問があっておりますので、一部重複する箇所もございますが答弁させていただきます。

議員が申されました栗の駅をはじめ村営住宅の建て替え事業、義務教育学校の整備事業、親水公園事業、このほかにも村長も所信表明で申されましたけれども、事業がございますけれども、総事業費用約６５億円と見込んでおります。当然これは村の一般財源だけでは到底できる事業ではございませんので、財源といたしましては、国県の補助金、国庫支出金等を活用したり、基金、一番有利な基金であればふるさと応援寄附金などを集めてですね、それを活用する方法もありますし、過疎債をはじめとする議員が申されました建設債とか地方債を充てることとしておりまして、その残りを一般財源で補うとしております。これまでの公共事業実施に伴う起債償還額に加え、年次計画で予定されている各種公共事業の事業費をもとに、起債償還計画を作成しているところです。今年度の見直しはまだ行っておりませんけれども、本年度の起債償還額を３億７,７００万円と見込んでおりまして、その後起債の償還額は年々上昇し、令和１２年度に４億６,５００万円とピークを迎えますが、その後は償還が終了する事業もございますので、年々下降し令和１６年度には４億円を下回る見込みとなっております。また実質公債比率につきましては、令和７年度今回の決算では８.７％でございましたがこちらも令和１４年度に１１.３％とピークを迎えますが、その後下降し令和１６年度には１０.７％ということで試算をしております。

今後は財政状況と起債の償還状況を把握する、いわゆる山江村財政計画をしっかり立てるとともに、事業時期の検討や各種補助金、交付金等を確認するなど、関係各局との協議を重ねて財政運営に進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　村長がいつも言われておりましたように、本村の財政基盤は本当に強くは

ありません。脆弱であります。そして今後高齢化の進展がどんどん進んで、人口減少が減ってきますと、交付税等に影響が出てきて、しっかりとした対策も必要になってきます。

そこで今、総務課長が言いましたように、各種事業、村の発展のためにはどうしても事業の展開をしないと活性化しませんので、この各種事業を推進していく中で、やはり有利な財源を確保するとか、あるいは国、県等の補助金、交付金等を最大限活用して、健全な財政計画を立てながら運用もしていただくように心からお願いしておきます。

栗の駅整備事業に対する費用対効果を心配する向きもあります。施設完成後の運営は極めて重要であります。そこで複数の人、企業、ブランドなどが協力して、一つの商品、企画等を一緒につくり出し、関係人口を増やしていく、山江ならではの山江型コラボの栗の駅、この運営は考えられないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。施設完成後の運営につきましては、将来にわたる公費負担を抑制しつつ、高い費用対効果と賑わいを持続的に生み出していくことが極めて重要であると認識しております。議員ご提案の山江型コラボによる拠点運営は、栗の駅の稼ぐ力と地域経済への波及効果を高める上で極めて有意義な視点であり、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

具体的には、村内にとどまらず村外の多様な活力や資源を取り込んでまいります。地理的表示（ＧＩ）に登録されたやまえ栗をはじめとする農林産物や、歴史ある石蔵といった本村ならではの地域資源を生かし、村内の生産者や加工事業者はもとより、村外の民間企業、パティシエ、さらには地域おこし協力隊など意欲ある多様なプレーヤーとの協働を推進します。それぞれの企画力、発信力、販路を結集し、高付加価値なコラボ商品や体験事業を創出してまいります。

併せて、高齢化の進展を見据え、日常の買い物支援をはじめとする福祉サービスの可能性について検討を進めてまいります。村民の皆様が日頃から利用し、安心して暮らせる地域生活拠点を目指します。さらに、この賑わいを地域全体へと広げるため、近隣の歴史民族資料館や絵本の森をはじめ、山江温泉ほたるや丸岡公園、さらには人吉球磨地域全体の観光ルートと連動したそういう施策を展開し、費用対効果に優れた持続可能な拠点運営に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今、課長が栗の駅のことの運営について触れましたけれども私はその方向性が大事だと思います。もう始まりましたので成功しないといけない、みんなが力を合わせてどうすれば成功するか、この視点が大切だと考えております。この栗の駅の内容の充実によって、村だけじゃなく村外からの人の足を向かわせ、賑わいと活性化を果たすためにも、村内だけの個々の運営では限界もあります。存在感を放つ栗の駅となるためにもコラボ、連携した特徴ある運営の検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、人口減少対策についてお尋ねいたします。出生数の減少、若年層の流出、高齢化の進展は、地域社会の持続可能性に直結し、人口減少が地域の活力を失っていくなど、全国どこの地域でも抱える深刻な課題であり、この人口減少の対策は本村にとっても大きな課題であります。

国勢調査の速報値による本村の人口減少の要因をどのように把握しているか、これまで取り組んできた人口減少対策の成果と課題を、どのように認識されているかということを質問する予定

でしたけれども、午前中の北田議員の施政方針の質問で、村長からもこの点については答弁があっておりますので、この案件については割愛をさせていただきます。

本村の先駆的な取り組みでありますＩＣＴ教育、給食無償化等の子育て支援策、特に学力向上への取り組み成果は、移住・定住策として本村が選ばれ、人口減少に一定の効果を上げてまいりました。

人吉市の不動産屋にお話をお聞きする機会があり、以前は教育・子育て支援が非常に良いということで、山江村に空き家がないか、土地を探してほしいとの依頼が数多くあっていたそうです。しかし近頃は少なくなってきているというようなお話でした。このことをよく考えてみたときに、ＩＣＴ教育や給食無償化等の子育て支援策が、どこの市町村でも取り組みが進んでいると、どちらかというと少し山江にも近づいてきたというような傾向にあるように感じます。

そこで、特に若者世代、高齢者がどんどん減っていきますから、やはりなるべく若者の世代が山江に来てほしいということから、ターゲットをこの世代にして、本村ならではの強みである教育、子育て支援、地域資源活用等をさらに磨き上げることで充実を図る、このことが人を呼び込む移住・定住促進策となることはできないか、することはできないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　内田教育長。

○教育長（内田正紀君）　それではご質問の、人口減少対策における本村ならではの教育の強化についてお答えをさせていただきます。議員申されましたとおり、本村では先駆け的に取り組んでまいりましたＩＣＴ教育や給食無償化をはじめ、英語教育の充実、海外語学研修における国際理解教育、さらには山江ならではの奨学金制度など、充実した教育環境を整備してまいりました。これらが評価され、子育て世代の移住・定住先として山江村が選ばれてきた確かな実績がございます。

また、近年の２０歳を祝う会におきましても、出席者から山江村の教育に対する感謝の言葉も多く聞かれるなど、これまでの取り組みの成果を大変うれしく受け止めているところでございます。今後の本村ならではの教育の強みを磨き上げる取り組みとして、以下のような特色ある教育を一層推進してまいりたいと考えてございます。

一つ目に、本年度村内の各学校が文部科学省の生成ＡＩ活用パイロット事業校に指定されております。現在、生成ＡＩを含む情報活用能力育成のための実践的な教材検証事業に取り組んでおり、本年１０月３０日の研究発表会でその成果を広く発信する予定にしております。

２つ目に、現在、山江中学校において整備を進めております未来の教室を活用し、プログラミング教育やグローバル教育環境の構築といった、新たなＩＣＴ教育の推進を加速させてまいります。

３点目に、現在、教育の質の向上と教育環境の充実を図るべく、義務教育学校の開校を目指して準備を進めております。これを機に新たな山江村ならではの義務教育の姿を示してまいります。

これらの取り組みを通じて、村内外へ山江村の教育の魅力を強力にＰＲしてまいります。そして、山江村に帰って教育を受けさせたい、山江村で子どもを育てたいと強く思っていただけるよう、引き続き特色ある教育を通して、人口減少対策に寄与できるよう努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今、教育長からの力強い答弁をいただきました。本当に山江の魅力は教育

です。そして人の成長に欠かせないのは、その根幹は教育でありますから、その山江が持つ強みを発揮していくと、自ら人を引きつける、身を向かわせる村になってくるのではないかと考えます。どうぞ今後とも教育の振興をよろしくお願いします。

人口減少は教育、子育て支援、雇用、地域経済などの多岐にわたる分野にかかわる課題であります。この課題に取り組むには、各課局横断のプロジェクトチームを設置し、人口減少に対応した施策の実現を図り、人口が減少しながらも発展していく村を目指したらと考えますが、どうでしょうかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君）　それではお答えいたします。教育、子育て支援の部分につきまして、教育委員会よりお答えいたします。

本村では、これまで給食費の無償化や医療費助成、祝い金制度など子育て世代の負担軽減に取り組むとともに、ＩＣＴ教育をはじめとする教育環境の充実を進めてまいりました。先ほど教育長から答弁がありましたとおり、今後は未来の教室を活用したプログラミング教育や、ＡＩを含む情報教育、グローバル教育など、本村ならではの教育のさらなる充実を図り、その魅力を村内外へ発信していくことが重要であると考えております。

今年８月設置いたしました義務教育学校整備検討委員会において、義務教育学校の開校を見据えた教育環境や教育内容について検討を進め、子どもたちにとってより良い学びの環境づくりにつなげてまいります。また、人口減少対策におきましては、学校教育だけではなく、妊娠、出産期から就学前、そして小中学校まで、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援していくことが重要であると考えます。

現在も健康福祉課と連携しながら、妊娠、出産期から就学前までの相談支援や、就学後の学校生活に関する支援などに取り組んでおりますが、今後もさらに情報共有や相談支援体制を強化し、子どもと家庭を切れ目なく支える体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、子どもたちが山江村で学びたい、若い世代が山江村で子どもを育てたいと思える教育、子育て環境を整えとともに、関係部署との連携をさらに深め、人口減少しながらも持続的に発展していく山江村づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それでは雇用の部分に関しましてお答えさせていただきます。雇用の確保につきましては、総合振興計画の商工業の振興に掲げますとおり、本村の地域資源を生かした企業誘致を進めるとともに、企業や事業承継に対する支援を充実させ、多様な分野での雇用創出を目指してまいります。加えて官民共創拠点「栗の駅」の整備や、ヤマエノトムシプロジェクトの新たな事業化など、地域資源を核とした産業振興を進めることで、地元の若者が誇りを持って働ける魅力的な雇用創出により、Ｕターン、Ｉターン、Ｊターンによる人材流入を図ってまいります。各分野の施策を連携させながら、これらの取り組みを着実に進めることで、人口が減少しながらも活力を保ち、発展していく村を目指してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それでは私から地域経済についてご答弁させていただきます。山江村の地域経済であります第１次産業におきましては、新規就農者への支援、また集落営農組織による農地管理、また地域計画や農地バンクを通じて、地域農業の担い手に対し農用地の集積、集

約化の支援を行っているところでございます。

そのような中、ＵターンやＩターンも含め、村内で新たに農業を始めるにあたり、品質や生産量を確保しながら、いかに収益を上げるかが重要だと思っております。新規就農者に寄り添い、安心して農業に取り組むことができるよう、生産技術の向上に向けた熟練生産者からの助言、アドバイスが受けられる環境づくり等も検討しながら、人口減少対策に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　人口が減ることはもう止めることができません。いかに緩やかに落ち着かせていくかであります。今どの行政各局も忙しい現状の中、行政全体で人口減少対策の知恵を絞る必要があるように感じます。広域連携による人口減少対策もあるようですが、要は我が村が人口減少しながらも発展し、持続可能な村となるためには、いかにして独自性これを発揮した施策を実現していくことにかかっているように感じます。

先ほど教育長から学力の面でＡＩ活用を言われました。先般、小学校の高学年が５、６人おったときに、今回テストがということを聞いたところが、自分はＡＩを使って勉強したところがそれが真っぽし出てきたて、点数が大変良かったということを言いましたので、「それはまぐればい」て、「ＡＩ活用することも大事ばってん、ちょっとは自ら勉強せんばいかんばい」て言いましたけど、今ひょっとすればそういう時代になってきているのかなと、ＡＩ活用によっては幅広い分野がありますから、活用次第では非常にためになる事業でもあるというように感じました。

次に、物価高騰について伺います。中東情勢以前からの物価高騰は、現在食料品を中心に２万点の商品に及び、依然として物価の高騰は続いています。国の物価高騰対策としての消費税減税は、課題も多く、早くても来年４月からの実施の現状にあります。

そこで伺いますが、昨今のこの食料品の物価高騰で、村民の苦しい生活の実情をどのように把握されているかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。連日の報道などにもございますとおり、国際情勢の緊迫化やエネルギー価格の高止まりを背景に、原材料費や物流コストの上昇が長期化しております。食料品や日用品をはじめ生活必需品全般の価格高騰は、村民の皆様の暮らしに深刻な影響を及ぼしていると強く認識しております。村におきましても日頃の窓口対応、地域の皆様との対話などを通じ、生活費の負担増加という厳しい実情を切実な声として重く受け止めているところです。

こうした中、本村といたしましては、国の重点支援地方交付金などを活用し、生活の下支えに取り組んでまいりました。具体的には、全世帯を対象とした１人当たり２万円の生活支援券の配布をはじめ、住民の皆様が必要に応じて購入利用できるプレミアム率４０％の商品券事業を展開してまいりました。さらに日々の固定費の負担を軽減するため、簡易水道やＬＰガス使用料への支援、省エネ家電への買い替え支援など多角的な支援措置を講じてきたところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　本村では物価高騰対策として先ほど課長が言いましたように、１人当たり２万円の商品券配付が行われました。そのほかにも諸々対策を打ってもらっております。物価高

騰に悩む村民の暮らしに直結する食料品等購入が、隣接市内のイスミ、サンロード等でできたということで、村民の生活、暮らしの一助になり、大変な効果があり喜ばれたところでございます。食料品の購入先が乏しい本村にとって、隣接市内のスーパーで買い物ができたことは、村民目線に立った政策の英断だと言えます。

物価高騰が依然として続く中、村ではさらに４０％のプレミアム付商品券の販売を商工会を通じて行われていますが、この商品券は村内だけしか買い物ができず、当初の商品券のように隣接市内のスーパーでは買い物ができないのが大変残念なことであります。このプレミアム付商品券が、村内商工業者の振興を図る消費の喚起、下支えをする趣旨は十分に理解できることですが、このプレミアム付商品券を販売するにあたり、食料品等の物価高騰に対する独自の支援策として、隣接市内のスーパーで食料品等の購入ができるような対策は考えられなかったのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　西企画調整課長。

○企画調整課長（西　義晴君）　それではお答えいたします。物価高騰が長期化する中、村民の皆様の生活負担を軽減することは、大変重要な課題であると認識をしております。そのため山江村では、今後におきましても国の重点支援、地方交付金などを最大限に活用し実効性のある支援を継続してまいります。

特に現在実施しているプレミアム商品券事業につきましては、食料品などの生活必需品の購入における利便性を高めるため、生活圏である隣接自治体の店舗でも使用可能とする利用対象の拡充に向け、前向きに検討してまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　この点については村長もひと言よろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　村長。

○村長（内山慶治君）　実は物価高騰対策、いわゆる村民の物価対策に対しましての困窮対策といいますか、生活支援をしっかりやっていく対策として打ち出したものであります。第一弾として、１人２万円の生活支援券を配布しながら、もちろん市内も含む村内での活用をお願いし、しっかりと物価高騰に対する村民生活を守るという趣旨のもとに交付をしたところであります。

今回第２弾として、プレミアム率４０％の商品券事業を始めているところでありますし、私、当然のことながら生活困窮対策でありますので、第一弾と同様に使用できるものと考えていたところでありますが、内容をしっかり見てみますと、山江村内の事業者だけということでありまして、買われている方がまとめ買い、５万円をまとめて買って目的を持って何かに使おうというようなことであります。生活困窮対策なら１人１万円ぐらいから買われて食料費にまわされるというような買い方ではないというようなことも考えられますので、ちょっと趣旨が違うんじゃなかろうかということで、実は、昨日商工会の会長ほかを呼びまして協議を行ったところであります。その中でいろんな意見が出たんですけれども、それは目的によってやり方が違うわけですが、あくまでも今回は、村民の方々の生活困窮対策、要するに円安とか、ナフサ由来の商品が軒並みあたって村民の暮らしを真綿を締めつけられるようにですね、非常に困窮させているという状況もありますので、是非是非広げるべきだというようなことを協議させていただきました。

現在もう既にプレミアム商品券発行しておりますけれども、早急に今、買われている方もですね、人吉市内での購買ができるような方向で協議をさせていただいたということであります。随

分とまた買われた方が多いようでありますけれども、そのようなことで、村内の商工会業者のみならず、人吉でも買い物ができるというような形にしていきたいと商工会と合意しておりますので、また今後求められる方々もですね、少額からでも是非お求めいただきながら、何らかの生活の支援にしていただければと思っているところであります。時期につきましては早急に、終わり次第早急にやらせてもらうということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今回の対策は村長が言われましたとおり、従前の普通の社会情勢の中での対策ではなくて、生活困窮者を守る対策ですので、やはり食料品を隣接する市内でも買えるような実情をつくってほしかったなという思いからお尋ねをしました。今後についてはよろしくお願いします。

次に、ペットの問題ですけれども、ペットの避妊、去勢手術費用の補助についてであります。村内におきましても家族のかけがえのない存在の一員として、今、非常に犬や猫をペットとして飼われる方が多くなってきています。しかし、動物の本能で発情時期のストレスや繁殖などの環境衛生面から、犬猫の避妊、去勢手術の必要性を感じます。

そこで伺いますが、村内での犬の飼育世帯、飼育数の把握の状況について伺います。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。村内の犬の飼育世帯と飼育数でございますが、令和８年８月３１日現在で、飼育世帯が１７０世帯、飼育数は２２４頭でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　ペットの放し飼いとか、散歩されるときにはふんの始末と、このような適正飼育の啓発状況についてもお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。現在、本村におきましても犬や猫の放し飼い、あるいはふん尿の放置などに関する苦情やご相談が、住民の皆様からたびたび寄せられている状況でございます。山江村ふるさと環境美化条例第７条におきましても、飼い主の責務を定めているところでございます。

しかしながら、中には子どもたちの登下校の見守り活動を行ってくださっている地域の方から、放し飼いの犬が徘徊していて危険であるといった、子どもの安全を懸念する声もございます。こうした苦情が寄せられた際の対応といたしましては、飼い主が特定できる場合には、担当職員が直接当事者宅へ出向き、飼育環境の改善や適正飼育に向けた個別指導を行っているところでございます。また、対象地区におきましては、防災無線による放送であったり、チラシの配布、周辺への啓発看板の設置などを行い、適正飼育の周知啓発に努めているところでございます。さらに、再三の指導にも応じていただけない悪質なケースにつきましては、管轄の保健所へ連絡し、保健所からの直接指導を要請するなど、関係機関と連携した対応をとっております。

一方で、指導に伺った飼い主様が高齢であったり、認知機能の低下が見受けられたりするケースに近年特に苦慮しているところでございます。このような場合、地域包括支援センターや福祉の担当職員が、保健衛生の担当者とともに当事者宅へ出向き、直接指導や助言を行っているところでございます。特に犬が家から出てしまっている場合には、飼い主様ご本人がそのうち帰って

くると楽観的に捉えていることも多く、子どもたちの安全確保を最優先に、担当職員や包括スタッフが総出で周辺の捜索にあたるなど、現状では苦慮しながらも泥臭い対応を重ねているのが実情でございます。

当村といたしましては、ペットの放し飼いやふん尿問題は、単なるマナー違反にとどまらず、子どもの安全確保や高齢者福祉とも深く結びついた課題であると認識しているところでございます。今後におきましても地域で見守りを行ってくださっている皆様からの情報を大切にしつつ、地域包括支援センター等との密接な連携のもと、福祉的な視点も交えながら、粘り強く適正飼育の啓発と個別指導に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　ペットの避妊、去勢手術は本当に高いそうです。ある奥さんに聞いたところが、５万円は超えるだろうと言われましたので、少しでも補助のあればなと言われましたので今回お尋ねをしたわけです。避妊、去勢手術費用が高額なことから、手術費用の一部補助をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。ご家庭で飼育されているペットの避妊、去勢手術につきましては、ストレス軽減や望まない繁殖を防ぐ上で重要であると認識しておりますが、その費用は本来飼い主としての責任と負担においてなされるべきと考えているところでございます。全国的に補助を行っている自治体は、過密な住環境によるトラブルが深刻な都市部に限られており、ペットを飼われていない村民の皆様との公平性を踏まえますと、現時点において飼い犬・飼い猫への一律の助成制度を創設することは厳しいのかなと考えているところでございます。

一方で、現在大きな課題となっておりますのが、特定の飼い主がいない、いわゆる野良猫への対応でございます。当課には野良猫の糞尿被害や鳴き声に関する苦情が多く寄せられており、その主な原因の一つとして、かわいそうだからと安易にエサだけを与える行為でございます。住民の皆様の中には、野良猫にエサを与えることを地域猫活動と誤って認識されているケースがございますが、本来の活動は、地域の合意の下でルールを決め、避妊、去勢手術を施した上で、一代限りで見守る活動のことでございます。

なお、広報やまえ６月号でもご紹介いたしました、熊本県の飼い主のいない猫避妊去勢手術支援事業がございますが、こちらでは地域で個体管理を行うグループ等からの申請により、手術費用の助成を受けることが可能となっておりますので、該当する団体や地区におかれましては、こちらをぜひご活用いただきたいと考えているところでございます。

無責任なエサやりは結果として不幸な命を増やし、生活環境の悪化を招きます。本村といたしましては、まずは無責任なエサやりの防止と、正しい地域猫活動の理解についての周知指導を徹底するとともに、本村の生活環境保全の観点から、今後の研究課題とさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今ですね、核家族化、高齢世帯が多くなってきて、ライフスタイルが著しく変わってきています。人吉の市営住宅、今までは絶対ペットは飼ってでけんやったですけども、やはり高齢者が多いということで要望があって実現しました。やはり過密都市じゃなくて、山江

でもドッグランとか要望がありますよね、こういうペット、番犬的なペットじゃありませんから、この視野にもちょっと目を向けて見ると、案外一つの特徴あるむらづくりにも寄与する取り組みでもあると思いますので、是非よそがしないからじゃなくて山江は山江でやるんだ、独自性の発揮ていうとはここにあるわけですから、是非検討方をお願いしておきます。

最後の質問です。このことは７月２８日の八代地域の災害発生、これを見たときに本当にみじめに感じましたので、そして避難所生活でのいろんな苦労を見ましたので、あえてこの避難所の生活の備えについてお尋ねをしてまいります。

令和８年熊本地震が再び発生し、豪雨災害を経験している本村にとって、改めて自然災害の恐ろしさと備えの重要性を痛感しました。災害はいつどこで発生するか分かりません。そこで災害が発生した場合の避難者に配慮した避難所環境の備えについて伺います。食料や飲料水、毛布などの避難所運営に万全を期した防災備蓄の状況についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。山江村の指定緊急避難場所及び指定避難所は、山江村体育館、農村環境改善センター、万江体育館をはじめ村内公民館、グラウンド、役場前駐車場など２１カ所を指定している状況です。各地区の公民館へは、非常食及び飲料水を中心に配備をしており、賞味期限等の把握は行っているところでございます。また毛布や簡易ベッド、パーティションなど、避難が長期になる場合を想定した備蓄品につきましては、避難者が多くなることが想定される山江村体育館、万江体育館を中心に配備をしており、役場庁舎内外にも備蓄を行っており、改善センターなどではそれを活用しているところでございます。

本年梅雨時期をはじめ、令和８年熊本地震の際に開設した避難所及び自主避難所においても設置を行い、避難準備を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　今回ですね、栗の駅整備事業で、防災拠点としてボーリングによる飲料水確保、それから蓄電池施設によるエネルギーの確保が計画されております。今回の７月２８日の熊本大地震の発生を踏まえて、この災害状況を見たときに、飲料水それから電気等のエネルギー確保に向けた適正な対策ではなかったかなと私は感じました。

避難所では、高齢者、女性、子どもなどの生活プライバシーの確保や、雑魚寝対策、やっぱり今回の地震でも雑魚寝が一番疲れると、ゆっくり休まれんということをいっぱいテレビニュース等でも出ていました。雑魚寝対策、それからシャワー、風呂等への対応が必要となってまいります。避難所生活でのプライバシー確保、睡眠環境、衛生環境など、環境づくりの備えの状況についてお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。避難所の運営につきましては、令和２年７月豪雨の際にも備蓄用品を用いて、農村環境改善センターに避難所を開設し、長期避難所として運用した次第でございます。そのような反省点を踏まえて、役場道向かい側ですね、企画調整課の事務所前に防災トイレ並びにシャワー室を完備したトイレを併設しておりますし、先ほど申し上げました簡易ベッドやパーティション、また雑魚寝対策のダンボールベッドなども必要な分だけは備蓄をしております。その数が果たして適正な数なのか、多いのか少ないのかというのは、

今後検証する必要がございますけれども、そのような経験を踏まえながら、毎年度備蓄品につきましては購入を進めているところでございます。

また、先ほど言い忘れましたけれども、衛生用品等々につきましても、１カ所に保管しているだけではなく、各所に分散しながらすぐ取りに行けるような体制を整えながら備蓄をしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　災害が起きますと自ら被災者は避難所に来られるわけですけれども、やはり避難所にあって、被災に遭って疲れと不安があります。そういった中での避難所生活となりますので、心身ともに休まる環境づくりをお願いしたいと考えます。

避難所を運営するにあたって、避難者情報の把握、やっぱり避難される方は、子ども女性とか高齢者、また体調が悪い方とかいろんな方がいらっしゃいますので、そのような情報の把握、それから、先ほど課長が言いました物資の管理、そして各関係各局との情報の共有、こういうことについて体制についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それではお答えいたします。避難所運営のみならず今回の地震ではですね、地震が発生したもう数分後には災害警戒本部を立ち上げまして、全課長集合し会議を行ったところでございます。課局の域を越えた情報共有はできているかなと感じているところでございます。

また避難者情報の把握につきましては、避難所等開設と同時に複数の職員が避難所に待機し、避難者の誘導を行いつつ、本部に都度連絡する体制をとっておりますし、物資管理におきましても、特に非常食については備蓄倉庫等に何がいくつ、いつまで使えるのかなど見える化を図っておりまして、倉庫等にそれぞれ貼り付けております。誰が見てもわかるようにですね、ということをしたところでございます。

災害はいつ何時発生するかわかりません。行政としても準備は整えておりますが、村民の皆様におかれましても、避難用具の準備や地域版防災マップでの避難経路の確認など、自分で身を守る備えをしていただければ幸いであると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　災害はいつどこで発生するかわかりません。令和２年７月の未曽有の豪雨災害発生で避難所の開設と運営を経験しておりますが、災害発生時の速やかな避難所の開設、避難所での被災者に寄り添った生活環境づくりなど、大小いろんな自然災害の発生を想定した、それに対応できる万全の備えの避難所の開設をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員）　お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。再開時刻を２時２０分といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午後２時１０分

再開　午後２時１９分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、９番、久保山直巳議員より、１．在宅における老老介護および介護離職について、２．第１０期高齢者福祉計画、介護保険事業計画についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。９番、久保山直巳議員。

久保山直巳議員の一般質問

○９番（久保山直巳議員）　議長よりお許しをいただきましたので、久保山直巳、在宅における老老介護及び介護離職について、２．第１０期高齢者福祉計画、介護保険事業計画について質問いたします。

まずはじめに熊日新聞から、厚生労働省は７月１５日、２０２５年の国民生活基礎調査を発表した。在宅で介護する世帯のうち、介護を受ける人と世話をする人が共に７５歳以上の割合は３１.７％に上ったと。２０２２年の前回の大規模調査から１.４ポイントが上昇し、過去最高だった。６５歳以上で一人暮らしの人は９３３万人を超え、最多を更新した。人口が多い団塊の世代が７５歳以上になり、老老介護が一段と深刻化、介護疲れによる共倒れや単身者の孤立が課題となっている。また６５歳以上同士の老老介護は６１.９％で前回から１.６ポイント減った。７５歳以上同士は２００１年調査時の１８.７％と比べて約２倍になった。介護を受ける人が重症化したり、世話をする人が認知症になったりし、介護の負担増が問題化していると出ております。

そこで本村の老々介護について、在宅で介護を受けている高齢者のうち、介護をする６５歳以上の老々介護の世帯数をお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それでは久保山議員のご質問にお答えいたします。介護を受けている高齢者の方で、介護する側も６５歳以上の世帯は４３件でありまして、そのうち在宅介護につきましては２４件でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　４３件のうち２４件が在宅介護ということで答弁をいただきました。令和７年度の事務報告では、要介護者が増加傾向にとあるが、本村においても老々介護世帯は増加傾向なのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　本村におきましても増加傾向にあると認識しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　老老介護では介護する人自身も高齢であるため、買い物、通院、食事、入浴などの日常生活、介護者自身の健康悪化、認知症の人が認知症の人を介護するケース、夜間の介護、緊急時の対応、介護疲れや孤立等が想定されます。介護者への現在の支援状況及び今後の支援策をお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。本村におきましても全世帯に対する高

齢者世帯が増加しております。それに伴い高齢者が高齢者を介護する老老介護や、認知症の方が認知症の方を介護する認認介護のケースも見受けられる状況でございます。介護する側ご自身も高齢であることから、日々の買い物や移動の負担、ご自身の健康悪化、夜間の対応、そして介護疲れによる孤立など、大変切実な課題を抱えていらっしゃると認識しているところでございます。

まず、現在の支援状況といたしましては、介護疲れや孤立を防ぐ体と心のケアがございます。デイサービスや短期入所、いわゆるショートステイなどを活用し、介護するご家庭が一時的に介護から離れて体を休めていただく、息抜きの機会をつくっているところでございます。

また、社会福祉協議会と連携した介護者リフレッシュ事業や、ご本人や認知症のご家族を介護されている方の集いであります認知症カフェなどを通じて、悩みを共有し孤立を防ぐ場を提供しているところでございます。

次に、認知症や専門的な対応へのサポートでございますが、認知症初期集中支援チームや専門職などがご自宅を直接訪問し、早期の診断や適切なサービス利用へとおつなぎをしているところでございます。

それから、村独自の経済的支援でございますが、要介護３以上の高齢者を在宅で介護されているご家族に対しまして、月額１万円の在宅介護手当を支給し、日々の介護にかかる費用負担を和らげております。

次に、今後の支援策といたしましては、介護者の方が限界を迎えて、共倒れになってしまう前の予防的なかかわりを強化してまいります。具体的には、地区担当の保健師であったり、地域包括支援センター、民生委員さんなどと連携し、表面化しにくい介護の疲れや悩みのサインを早く見つけるため、ご自宅への訪問や見守りを強化いたします。

また、介護者の方が急な病気や入院になられた際にも、ショートステイなどでお預かりできるよう緊急時の連携体制を確認するとともに、ケアマネージャーと連携し、要介護者ご本人のケアだけでなく、介護する方の健康や生活も一体となって守るケアプラン作りを進めてまいります。

また、山江村地域支え合い推進会議におきまして、今回サポーター等を活用いたしまして、有償ボランティアとして高齢者宅の配食であったり、ごみ出し等を依頼し、社協職員の有資格者の業務を充実させる取り組みを進めているところでございます。このように誰もが住み慣れた地域で、介護する側もされる側も安心して暮らし続けていけるよう、包括的な支援体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　今、課長よりご説明いただきました。デイサービス、ショートステイ、ケアマネージャー等の相談、また認知症カフェと要介護３以上への月額１万円の支給、また配食、ごみ出しのボランティア等々たくさんの策をしていただいております。その中でも在宅介護者支援ということでリフレッシュ事業、ほのぼの会議でしたかね、こちらをしておられますが、令和７年度事務報告で、要介護３以上の参加で年間６回を開催されているようでございます。延べ参加人数も８４名ということで、たくさんの方が参加しておられるようでございます。この事業については、リフレッシュに加え参加者の情報交換など内容も工夫しておられ、全員参加はなかなか難しいところもあるかもしれませんが、継続実施され、地域包括センター、社会福祉協議会によるきめ細かな支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、介護離職についてでございますけれども、第９期高齢者福祉計画及び介護保険事

業計画の８０ページになりますけれども、介護離職をゼロにするために介護保険サービスの充実を図るとあります。高齢者の介護を担う現役世代が、介護と仕事の両立ができず離職を余儀なくされることは、本人や家族の生活だけでなく、地域の労働力や将来的な生活基盤にも影響する問題であります。そこで過去２年間の年齢別介護離職者数をお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。働き盛りである現役世代が、介護のために離職を余儀なくされることは、ご家族の生活基盤を揺るがすだけではなく、地域社会にとっても大変大きな損失でございます。

ご質問の過去２年間の村内における正確な介護離職者数につきましては、退職される際の理由を村へ届け出る仕組みがないことなどから、具体的な数値として把握することは困難な状況にございます。担当のほうに直接聞きましたところ、介護をするために仕事を辞めましたという話は、今のところ聞いてはいないというところではございました。

しかしながら、令和６年度からスタートいたしました第９期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたり、実施いたしました在宅介護実態調査におきまして、現在お仕事をしながら介護をされている方のうち、介護と仕事の両立に何らかの問題や難しさを感じていると回答された割合が、約６割に上っております。その中には仕事と介護の両立を続けていくことが難しいと感じていらっしゃる方もおられ、数字としては見えにくいものの、潜在的に離職の危機に直面されているご家族が、本村にも確実にいらっしゃるという実態を、当村としても大変重く受け止めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　やはり介護をですね、仕事をしながらされている方は、やはり６割近くが負担を感じておられるというようなことのようでございます。そういうことでありますけれどもですね、福祉課のほうにそういった介護離職に関する相談等はあっていないのか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。先ほど答弁の中でもお話ししましたとおり、担当者のほうに聞きましたところ、今のところ介護をしなくちゃいけないので、仕事をそのためだけに辞めたという方の相談はあってないというところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　なかなかプライバシーのこともありますので、なかなか見えにくい部分もあるかと思います。介護離職を防ぐため、介護保険サービスの利用促進や相談体制の充実、家族介護者への情報提供などあるかと思いますが、本村ではどのような支援を行っておられるのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。本村におきまして、第９期計画の中でも、先ほど議員が申されましたように、介護離職ゼロの推進を掲げており、働いているご家庭が一人で悩みを抱え込まず、仕事と介護を両立できるよう支援を行っているところでございます。

まず、村独自の支援とリフレッシュの機会づくりでございます。先ほども答弁いたしましたが、要介護３以上の高齢者を在宅で介護されているご家族に対して、月額１万円を支給する村独自の

在宅介護手当により、経済的な負担軽減を図っているところでございます。また、こちらも同じくですが、社会福祉協議会と連携した介護者リフレッシュ事業を実施し、日頃の介護から一時的に解放され、心身を休めていただく機会を提供しているところでございます。

次に、実態調査の声を反映した生活支援とサービスの活用でございます。在宅介護実態調査の中で、在宅生活を続けるために必要なサービスといたしまして、多く挙げられました配食サービスや乗合バスまるおか号などの移動の支援、また見守り、声かけといった生活支援の充実に努めているところでございます。併せて、デイサービスやショートステイなど、働いている方の時間帯に合わせた介護保険サービスの柔軟な利用を推進しているところでございます。

それから、働きながらでも相談しやすい体制づくりと情報発信でございます。地域包括支援センターにおきまして、日中はお仕事で来庁できない方のために、電話や個別訪問など柔軟な相談対応を行うとともに、介護保険サービスだけでなく、勤務先で取得できる介護休業や介護休暇といった労働面での制度についても情報共有を行い、離職を踏みとどまるためのサポートも行っているところでございます。今後におきましても関係機関と連携しながら、働き盛りの世代が孤立することなく安心して働き続けられるよう、仕事と介護の両立支援に全力で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　いろいろと対策を打っていただいているということでございますので、大変安心いたしました。様々な理由で介護離職があると思いますが、事務報告にもありますとおり、介護離職をゼロとありますので、情報発信、相談支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、第１０期高齢者福祉計画、介護保険事業計画についてでございます。現在、令和８年４月より第８期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定業務が進んでいるかと思うところでございますが、老老介護においても実態把握、介護者への支援策を具体的に位置づける考えはないかお伺いします。

また加えてですね、第９期高齢者福祉計画、介護保険事業計画には、介護離職をゼロにするために介護保険サービスの充実を図るとあります。これに加えですね、介護離職を防ぐため介護保険サービスの利用促進や相談体制の充実、家族介護者への情報提供との記載も併せて加えていただければと思いますけれども、お伺いします。

○議長（森田俊介議員）　山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口　明君）　それではお答えいたします。令和９年度からの３年間を期間とする第１０期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務につきましては、本年６月にプロポーザル方式による入札を行い、計画づくりの委託業者が決定いたしました。現在、担当職員と事業者との間で、現状分析や計画の骨子づくりに向けた具体的な打ち合わせを進めている段階でございます。

議員ご質問の老老介護の実態把握や、介護者への支援策の具体的な位置づけ、それから後半で申されました事業内容、そちらにつきましては、次期計画を策定する上で大変重要な視点であると認識しております。

本村につきましては、第１０期計画の策定に向け、昨年度高齢者の皆様や介護をされているご家族を対象としたニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施いたしました。現在進めている策定作業の中で、受託業者とともにこの調査結果を詳しく分析し、老老介護や認認介護の現状をはじめ

介護を担う方の年齢や就労状況、日頃の負担感などをしっかりと精査、把握していきたいと考えております。

そして、その調査から浮かび上がった課題をもとに、村独自の在宅介護手当や社会福祉協議会と連携したリフレッシュ事業、地域包括支援センターの相談体制などをさらに充実させ、第１０期計画の中に介護者への支援を重要な柱として明確に位置づけてまいる所存でございます。介護を行うご家族も介護を受ける高齢者ご本人も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、実効性のある計画づくりに取り組んでいこうと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　久保山直巳議員。

○９番（久保山直巳議員）　１０期計画は今始まったばかりということのようでございますので、策定委員の皆さんとご検討いただきまして、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員）　通告がありました一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後２時４１分

第　５　号

９ 月 １ １ 日 （ 金 ）

令和８年第６回山江村議会９月定例会（第５号）

令和８年９月１１日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第　１	承認第１０号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））
日程第　２	認定第　１号	令和７年度山江村一般会計決算の認定について
日程第　３	認定第　２号	令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
日程第　４	認定第　３号	令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
日程第　５	認定第　４号	令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
日程第　６	認定第　５号	令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
日程第　７	議案第４３号	令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第　８	認定第　６号	令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について
日程第　９	同意第　３号	山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１０	同意第　４号	山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
日程第１１	議案第４４号	山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第４５号	山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第４６号	村有林林産物売買契約の締結について
日程第１４	議案第４７号	令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）
日程第１５	議案第４８号	令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）
日程第１６	議案第４９号	令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）
日程第１７	議案第５０号	令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）
日程第１８	議案第５１号	令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１９	議案第５２号	令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）
日程第２０		議員派遣の件
日程第２１		閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

１番　白　川　俊　博　議員	２番　北　田　愛　介　議員
３番　本　田　り　か　議員	４番　中　村　龍　喜　議員
５番　赤　坂　　修　議員	６番　横　谷　　巡　議員
７番　立　道　　徹　議員	８番　西　　孝　恒　議員

９番　久保山　直　巳　議員　　１０番　森　田　俊　介　議員

３．欠席議員は次のとおりである。（０名）

４．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　　髙　橋　　忍　君

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	内　山　慶　治　君	副　村　長	
教　育　長	内　田　正　紀　君	総 務 課 長	松　尾　充　章　君
税 務 課 長	新　山　孝　博　君	企画調整課長	西　　義　晴　君
産業振興課長	清　永　弘　文　君	健康福祉課長	山　口　　明　君
建 設 課 長	今　村　禎　志　君	教 育 課 長	迫　田　教　文　君
会 計 管 理 者	尾　方　路　美　君	農業委員会事務局長	一二三　信　幸　君

開議　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（森田俊介議員）　おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日、提出されました議案についての事件の訂正請求の申し出がありましたので、これを許します。

松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　おはようございます。それでは、本日提出いたしました事件の訂正請求書につきまして、私のほうから説明させていただきます。

令和８年９月７日に提出した事件について、次の理由により訂正したいので、山江村議会会議規則第１９条第２項の規定により請求するものです。

記としておりますが、件名が２件ございます。まず１件目が、承認第１０号、専決処分事項の承認を求めることについて。２件目が、議案第４６号、村有林林産物売買契約の締結について。

理由といたしまして、本文中に誤りがあったためでございます。訂正の内容につきましては、承認第１０号については、令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号）の本文中、「令和７年度山江村の一般会計補正予算（第８号)」としておりましたものを、「令和８年度山江村の一般会計補正予算（第３号)」に訂正をお願いするものです。

議案第４６号につきましては、本文中提案理由説明の中に、「山江村議会の議会に付すべきもの」と記載してありましたけれども、「山江村議会の議決に付すべきもの」と訂正するものでございます。読み合わせ等しっかり行っていたつもりですけれども、思い込みにより流しで読み合わせ等を行いまして、このような単純なミスが出たというところでございます。以後このようなことがないよう注意をし、議案の作成に努めたいと思っております。

お詫びを申し上げまして訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第５の本会議での質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決を行います。

発言については、山江村議会会議規則規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願いいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　承認第１０号　専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））

○議長（森田俊介議員）　それでは、日程第１、承認第１０号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和８年度山江村一般会計補正予算（第３号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、承認第１０号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　認定第１号　令和７年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第２、認定第１号、令和７年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第１号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　認定第２号　令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第３、認定第２号、令和７年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第２号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　認定第３号　令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第４、認定第３号、令和７年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第３号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　認定第４号　令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第５、認定第４号、令和７年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第４号は、原案のとおり認定することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　認定第５号　令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第６、認定第５号、令和７年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第５号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　議案第４３号　令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第７、議案第４３号、令和７年度山江村簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決及び認定することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４３号は、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第８　認定第６号　令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員）　日程第８、認定第６号、令和７年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、認定第６号は、原案のとおり認定することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第９　同意第３号　山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第９、同意第３号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件なので起立採決といたします。

本案を同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　ありがとうございます。全員起立でございます。

従いまして、同意第３号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　同意第４号　山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員）　日程第１０、同意第４号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案を同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

［賛成者起立］

○議長（森田俊介議員）　ありがとうございます。起立多数です。

従いまして、同意第４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１１　議案第４４号　山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１１、議案第４４号、山江村移住定住促進施設「淡島ゲストハウス」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　議案第４５号　山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員）　日程第１２、議案第４５号、山江村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１３　議案第４６号　村有林林産物売買契約の締結について

○議長（森田俊介議員）　日程第１３、議案第４６号、村有林林産物売買契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○６番（横谷　巡議員）　議案第４６号、村有林林産物売買契約の締結についてということで、２点お伺いいたします。

この件につきましては、西下払分収林の売買ですけれども、当時分収林の目的というのが、非常に財政的に困窮していたときに、財源の確保、そして所有者は生活暮らしのためにということで、非常に当時は山林の価値が高かったことから、村においてもこの分収林事業を積極的に進めてこられたということであります。

しかしながら、時代の変化のともに伐期はきているけれども山林の価値が非常に低迷しているということで、当地区の県有林の分収林事業につきましては、ほとんど手元に残らなかったということをお聞きしました。

今回、村との分収において、伐期がきていた材積が６,９０５立法メートル、契約金額が１,９８０万円ということで、立米当たりの単価からして適正妥当な価格で売買契約ができてよかったなと感じております。所有者の方も高齢で、少しでも手元に残れば大変喜ばれると思いますが、この分収林の分収率と、よければ手元にどのくらい残るのか、答弁できなかったら結構です。それが１点。

それから２点目は、当時この分収林事業を積極的に進めてまいりましたので、ほかにもこのような分収林の事業箇所があるのか、２点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。今回の村有林林産物売買契約の締結でございますが、契約金額が１,９８０万円でございます。分収率につきましては、山江村が６０％、また土地所有者が４０％ということで、土地所有者の方には約８００万円ほど残る形になっているかと思います。

２点目でございますが、そのほかの分収林でございますけれども、今回の西下払も含めて４件ございます。その４件につきましても今現在、当初の契約者が死亡したり、相続人不明等ございますが、そういった条件が整い次第、分収林の伐採等も計画したいと思っております。以上でございます。

○６番（横谷　巡議員）　質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４６号は、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１４　議案第４７号　令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１４、議案第４７号、令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ただいま議題となっております議案第４７号、令和８年度一般会計補正予算（第４号）ですけれども、１点質疑いたします。

ページは２２ページでございます。道路河川災害復旧費、工事請負費に関する質疑でありまして、議案審議の説明では、道路河川合わせて４本の復旧工事ということでございました。その内容ですけれども、４本それぞれの被災状況、それから復旧への工事内容についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　それでは、ただいまご質問いただいた件についてお答えいたしたいと思います。一般会計補正予算書、ページ２２ページの款１０、災害復旧費、目、道路河川災害復旧費でございます。６,２５０万円の予算を計上しているところでございますが、こちらにつきましては議員申されたとおり、村道路線の災害が２カ所、それから下払川、河川の災害が１カ所、そのうち村道路線の１本につきましては２カ所にわたって被災しておりまして、合計で４本の工事を計上させていただいております。

それぞれ路線名を申し上げますと、まず１つが、柚木川内日当線でございまして、この柚木川内日当線については２カ所被災しております。１カ所が路肩の崩壊でございまして、この路肩の崩壊につきましては、復旧延長２７メートルとしております。工法につきましてはブロック積工を予定しておりまして、予算６,２５０万円に対しまして、この部分につきましては１,４００万円の予算を見込んでいるところです。それから柚木川内日当線のもう１カ所でございますが、こちらは道路の陥没でございます。復旧延長が６.１メートル、６メートル１０センチを予定しておりまして、大型ブロック積工による復旧を予定しております。予算的には９５０万円の工事費を予定しているところでございます。

それともう１本の路線です。村道一子野線になります。こちらは路肩の崩壊でございまして、復旧延長が２３.５メートル、そしてこちらがですね、高さが非常に高く崩土が起きておりまして、アンカー式ブロック擁壁工による復旧を見込んでおります。事業費が少し高くなりまして、こちらの予算は３,２００万円を予定しているところでございます。

それから最後河川でございます。下払川護岸崩壊の復旧工事になりまして、復旧延長が９.５メートル、こちらはブロック積工を予定しているところです。工事費につきましては、予算ベースで７００万円の工事費を予定しております。こちらにつきましては、災害復旧事業でございますので、災害復旧事業、通常の補助率ということで６６.７％の補助率を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　白川俊博議員。

○１番（白川俊博議員）　ありがとうございました。道路災害が３件ほどあるということでございますけれども、現在の道路規制はどうなっているか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君）　先ほど申し上げました村道一子野線と柚木川内日当線、２本の道路がございますけれども、こちらにつきましては、現状安全対策ということで土嚢等を積みまして、雨水が直接被災箇所に流れ込まないような措置をとり、幅員は狭くなっておりますが、通行はできる状態にしております。ただし路肩のほうが大雨等によりまた崩壊する可能性がございますので、付近の住民の方には十分お知らせをいたしまして、気をつけて通っていただくようお願いしているところでございます。以上でございます。

○１番（白川俊博議員）　質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　ただいま議題の第４７号、令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）の中から１点質疑いたします。

ページは１８ページです。１８ページの林業水産業費ですね、その中で目２、林業振興費の中で、区分１２の委託料のところです。林業イベント委託料で２００万円あげてあります。これは当初予算ではですね、区分７のときに報償費として４５万円あげてありました。それは謝礼としてあげてありました。それがなくて今回委託料として２００万円あげてありますので、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。

林業振興費の中の委託料２００万円、今回計上させていただいております。この２００万円につきましては、県の補助金を活用しながら、植樹祭の際にジップライン等のイベントのほうを今回計画させていただいておりますので、その分の２００万円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員）　西孝恒議員。

○８番（西　孝恒議員）　当初予算で４５万円をあげてありますが、今回は減額にはなっていないようでありますが、このイベントは昨年からあるようですね、両方を使われるということになりますか。別々。

○議長（森田俊介議員）　清永産業振興課長。

○産業振興課長（清永弘文君）　それではお答えいたします。

今回追加補正ということで、当初予算の分は引き続き維持しながら、改めて今回のイベントの予算を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○８番（西　孝恒議員）　終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

北田愛介議員。

○２番（北田愛介議員）　ただいま議題になっております令和８年度山江村一般会計補正予算（第４号）、１点だけ質疑させていただきます。

ページは９ページです。款の地方交付税、普通交付税、減額の２,９９４万８,０００円です。これにつきましては、議案審議の中で、人口要件３,２００人が２,９２２人へ２７８名減少しているので、これが原因ということで説明を受けました。少しまた大きいようでございまして、こ

れは地方交付税が当初予算に計上していた額を国の決定額が下回った場合には、算定割れといってその内容を分析してですね、県に報告しなければならないようなシステムになっておりました。今回もそういったことで分析しておられると思いますので、この２,９９４万８,０００円減額になりました内容の説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員）　松尾総務課長。

○総務課長（松尾充章君）　それでは、北田議員のご質疑にお答えいたします。普通交付税の２,９９４万８,０００円の減額についてということで、議員が申されましたとおり、当初予算より決定額が減額となりましたので、理由書のほうを県のほうに提出させていただいております。本当に大きな要因といたしましては、議員が申されましたとおり、人口要件を見誤って、令和２年度の国勢調査の数値を基に算定を行いましたところ、本算定におきましては令和７年度の速報値を用いて算定しなさいということでしたので、算定をし直した結果、交付税の額が減ったということでございます。

また、理由書の中では、当然そのような人口要件の減少を書いておりますけれども、あと基準財政需要額という専門的な話になってくるんですが、その中の地域の元気創造事業費や人口減少等の特別対策事業費、こちらのほうが想定よりも過大に計上して見誤っていたので、今回交付税の決定額が減ったということになっております。

令和９年度等の予算の計上方針につきましては、予算の交付税の計上に基づきまして、マクロ的に大きく概算で見積もるんじゃなくて、ミクロ的一つの事業を小さく小さく積算をしながら交付税の算定に努めていくように心掛けるということを県のほうに言っておりますし、県のほうからもそのようなことで交付税の算定はしっかり行ってくださいということで指示を受けておりますので、貴重な財源でございます、過大に見積もってあとから少なくなったということでは、村民生活にも村の事業にも大きく影響いたしますので、そのへんのことを十分注意しながら、次年度以降予算の計上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○２番（北田愛介議員）　終わります。

○議長（森田俊介議員）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１５　議案第４８号　令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１５、議案第４８号、令和８年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　議案第４９号　令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１６、議案第４９号、令和８年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第４９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第５０号　令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１７、議案第５０号、令和８年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第５０号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第５１号　令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１８、議案第５１号、令和８年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第５１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１９　議案第５２号　令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）

○議長（森田俊介議員）　日程第１９、議案第５２号、令和８年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議案第５２号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議員派遣の件

○議長（森田俊介議員）　日程第２０、議員派遣の件を議題とします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、手元に配付されておりますとおり派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員）　日程第２１、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、お手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（森田俊介議員）　異議なしと認め、令和８年第６回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

閉会　午前１０時３７分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員